

『大東文化大学五十年史』の批判的検討

——戦前美化の呪縛を断ち切るために

尾花 清 (文学部教育学科教員)

はじめに

(1) 「建学の精神」とは「東西文化の融合」なのか

大東文化大学に職を得てから既に十数年になる。恥ずかしながら自分の勤めている大学の歴史的な沿革についてはほとんど関心がなかった。赴任した当初は毎日日の丸が掲揚されているのに驚いたことはあった。しかし、評判どおりの大学なんだなとは思いつつも、とりたててそれ以上には関心はよせなかった。自分の勤務先の歴史に関心がないといっても、大学での仕事もいかげんにしているつもりはない。過去に果たした歴史的な役割や現在の社会的な評判や評価、大学の偏差値的なランク (もう既に死語になっているが) はどうであれ、私が担当している科目の授業や、ゼミや卒論の指導、成績の評価などでは学生に迎合したりなめてかかって甘やかすことだけはすまいと心にきめて、仕事をしてきた。憲法と教育基本法に基づいて、自主的主体的に考え実践できる教師となるために必要な力をつけさせることに力を注いできたという自負だけはある。

大学の歴史的な沿革に関心を持つようになったのは、大学の自己点検が始まってからである。自己点検にかかわって、私の常識にとって違和感のある言葉が目につくようになった。それは本学の教学執行部を中心に主張されているもので、「アジアにシフトしつつ東西文化の融合を図るというのが創設以来の理念」(須藤敏昭学長) だとか、1923 (大正12) 年の帝国議会衆議院での「漢学振興に関する建議」の満場一致の議決に基づき、「『東西文化の融合』を建学の精神として設立されたのが大東文化大学」などといった内容で、「東

西文化の融合」をキーワードとして「建学の精神」を肯定的に語ることで共通している。

2001年3月に刊行された『大東文化大学の点検・評価報告書 2000年度』⁽¹⁾ (以下『自己点検報告書』とする)においても、こうした傾向は依然として継続されている。『自己点検報告書』によれば、本学の「建学の精神」は本学の設立の母体となった「大東文化協会規約第2項」⁽²⁾の「儒教ノ振興ヲ図リ及ビ東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院ヲ設立維持スル」にその根拠が求められている。ここにみられる「建学の精神」は「漢学(特に儒教)を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化を目ざす」ことだとされている。さらに、このように理解された「建学の精神」はそのまま戦後の大東文化大学に継承され、「本学は、建学以来、……『東西文化の融合』という理念・目的を発展させ」⁽³⁾てきているとされる。

こうした評価は大東文化学院(以下、必要な場合以外には「学院」とすることがある)を設立した大東文化協会(同じく、必要な場合以外は「協会」と略記する)の「規約」での「設立目的」を根拠としてはいるものの、「学院」自身の「学則」における目的規定に基づいて「建学の精神」を展開しない、という致命的な誤りを含んだものである。さらにいえば、「協会」「規約」第一条の主文「本会ハ東亜固有ノ文化ヲ振興スルヲ以テ目的トス」や同第一項「我 皇道ニ遵ヒ及国体ニ醇化セル儒教ニ拠リ国民道義ノ扶植ヲ図ルコト」⁽⁴⁾などのより本質的な内容を定めている規定から敢えて目をそらして、自分の主張に都合のいい副次的な条項だけに基づいて導き出したものだった。「学院」は「協会」によって設立されたのは事実ではあるが、「学院」は独自の構成員と機構を持ち、「協会」の「規約」第一条第二項とは別に、自分たちの「建学の精神」をもっていたのだ。

それは「学院」学則の冒頭の第一条に記されている。すなわち「本学院ハ本邦固有ノ 皇学及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシテ東洋文化ニ関スル教育

ヲ施スコトヲ以テ目的トス」⁶⁾である。この主旨は『自己点検報告書』があえて目をそむけた「規約」の第一条主文と同条第二項の規定と内容的にはほとんど同一ではあるが、教育機関の目的規定にふさわしくどのような内容の教育によって、その目的を達成するのかを具体的に規定する形になっている。ただここで気になるのは、規約にいう「東亜固有ノ文化ヲ振興」が「東洋文化ニ関スル教育」に修正されている。前者は「振興」の対象であり、後者は「教育」の内容なのだから、「東亜固有ノ文化」なのか「東洋文化」なのかはささいな違いに過ぎず、たいした問題ではないとでも言うのだろうか。

「東西文化の融合」という「建学の精神」のとらえ方には、大東文化学院自身が規定した「建学の精神」に基づかずに、設立者である大東文化協会が希望した「学院」の「建学の精神」が示されているに過ぎないことだけはたしかである。私は「学院」が規定していた「建学の精神」に「東西文化の融合」が含意されているならば、『自己点検報告書』の指摘に納得することができる。

しかし、この「建学の精神」を明記した学則第一条のどこに「東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化を目ざす」ということが含まれているのか、教えてほしいものである。いったいどこの世界に、「学院」当事者自身が規定したものを無視し、それをつくった側（協会）の願いだけで「学院」の目的規定としての「建学の精神」を説明するものがあるだろうか。さらにいえば、「協会」の「規約」第一条第二項そのものにも、『自己点検報告書』がというような内容は含意されていない。牽強附会とはまさにこういうことをいう。

また、「学院」の創立当時の教育課程をみても、そんなことは想定されていないことは明らかだった。なぜなら、当時の一般の高等学校や大学のように、西欧の語学を学ぶことは一切含まれていないからだ。まさか英語を含めた西欧の語学を学ばなくても「西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合」することができるだけでも、『自己点検報告書』の執筆者は考えているのだろうか。この点は後述する（注85参照）。

こうして、当初はたんなる直感に過ぎなかったのだが、「学院」の歴史を少

し調べただけでも、「東西文化の融合」なる言葉そのものが、私の常識に対してますます強烈な違和感をもたらした。それだけなら、別に「学院」の歴史そのものについて、本格的に取り組むことはしなかった。まあ史料的な手続きやそこから導かれた結論が少々間違っていたとしても、大学執行部としては、対外的には政治的な便法としてそういう言辞を弄さざるを得ない、というのは私も十分に認めていたからだった。

私はもともと大学と大学院では近代日本教育思想史を専攻してきたが、本学に来てからのここ十数年は韓国のオルタナティブ教育について主に研究している。大学では「道德教育の研究」の専任教員となっている。しかし、私の道德教育には「絶対にうそをついてはならない」というものはない。あるのは「うそも方便」だ。現実には階級対立のある社会において、人民・民衆に対しては誠実に対さなければならないのは当然のことだが、不条理な支配を行う権力に対しては「うそをつく」ことは十分にありうることを認めるからだ。権力に対して人民・民衆の側が「うそをつく」場合には、道義的に敗北をもたらし、最終的には自らに不利をもたらすことになるのは十分に承知している。しかし、にもかかわらず、「うそをつかざるを得ない」状況もまた存在しうるし、それらに対して「絶対にうそをついてはならない」とは「絶対に」言えない。

私が現在研究している韓国のプルム学校は、日本の植民地支配時代に総督府に対しては「可能な限りうそをつき」続けて、民族の植民地からの解放の抵抗の拠点をつくりだした五山学校の伝統を引き継いでいる。プルム学校は解放後の過酷な軍事独裁政権時代を、権力に対しては徹底的に「うそをつき」、民衆に対して徹底的に「誠実に正直に」対することでその教育実践を継続し、有機農業による地域共同体とその中心となる学校をつくりあげるという創造的な営みを展開してきた⁶⁰。その例にもみられるように、「うそも方便」だからだ。「できるだけ、最大限の努力をかけて、うそをつかないようにしよう。だけど、それらを前提として上で、なおかつ『うそも方便』という知恵の使い方もある」からだ。

(2) 戦前の歴史を美化する『五十年史』

前述の『自己点検報告書』の解釈は、「学院」の「建学の精神」をなんとか肯定的に評価してそれを継承したいという善意からのものである。しかし、「建学の精神」についての善意の解釈は、史料に基づいて正確な事実を再確認するという作業をあいまいにしている。そうした解釈は、史料に基づいて戦前の「学院」の真の姿を明らかにし、それに対して批判的に真摯に向き合うということを回避する結果とならざるを得ない。その点では大学の「正史」⁷⁾である『大東文化大学五十年史』の記述の誤りとも共通している。したがって、「東西文化の融合」を「建学の精神」と解釈する視点からは、『大東文化大学五十年史』を批判することはできない。その意味では前者は後者を補完しているともいえる。善意の解釈は、戦前の「学院」の果たした役割を肯定的に評価する大学の「正史」と並立しているばかりか、その存在を許しているという結果をもたらしているのである。こうなるとほおっておく訳にはいかない。私も近代日本教育思想史研究者のはしくれである。

本学には、創立50周年と70周年を期して編纂された二つの「正史」がある。『大東文化大学五十年史』（以下『五十年史』とする）と『大東文化大学七十年史』（同じく以下『七十年史』とする）である。創立過程にかかわっては、これらのどこにも『自己点検報告書』が指摘するような記述はない。あるのは、史料に基づいて「学院」の歴史的な真実を明らかにすることを拒否し、それに対して開き直ってひたすら「学院」の戦前の歴史を美化する言辞だけである。たとえば、「学院」が「創設時より終戦に至るまで、道義日本の建設、アジアの復興に挺進する人材の養成に尽力されたことは誠に特筆大書すべき」であり、「アジアの天地に於いて縦横の活躍を果たし、各地に偉大な功績を樹て」⁸⁾る人材を輩出したという時代錯誤な記述である。また、「建学の精神を最もよく顕現したのは、大陸進出においてであった。特に時局が北支満蒙を舞台として緊迫するにつれ、自ら大陸に渡って国策遂行の第一線に立ち、その抱負経綸を実際に試み」⁹⁾たとされる卒業生の活躍の事例を堂々と語る

ことが、1970年代になっても依然としてまかり通っていた。

さすがに『七十年史』ともなると、そういう記述は影を潜めている。なかには、戦前の右翼国粹主義の大物であった蓑田胸喜の演説を中止させたという当時の加藤政之助総長のエピソードを紹介して、「建学の精神が『皇道に遵い国体に醇化せる儒教を主とし……』となっていたし、創立のいきさつからみても国粹保持の傾向に傾斜しがちだったのであろうが、前任の大津（淳一郎—尾花）総長といい、加藤総長といい、共に大東の学生が時の勢いに押し流されないよう、非常に苦心されていたようである」⁽¹⁰⁾というようなことも書かれている。もしそういうエピソードがあったとしても、そのことをもって蓑田胸喜と大津淳一郎、加藤政之助たちの思想が本質的に対立していたとは、私には思えない。「学生が時の勢いに押し流されないよう、非常に苦心した」という評価にも疑問がある。もし、こうしたことが事実だったなら、それはそれで貴重であり、より正確に根拠を示して書くべきである。また、どうしてそういうことが起きえたのかを解明すべきだろう。史料に基づいて歴史的な事実を確認することを放棄したまま、たんなるエピソードを羅列するだけでは、歴史を語ることにはならない。また、大東文化学院が果たした歴史を免罪することにもならない。

『七十年史』の創設期を含めた戦前の部分は、前半はほぼ『五十年史』の引き写しであり、後半は「同窓諸氏の回顧談」という思い出話をたんに羅列したものに過ぎず、歴史的な史料を発掘しそれらに基づいて歴史的な真実を再構成するという歴史本来の手続きを欠落させているという意味では、どうてい「正史」などとよぶことさえ恥ずかしいものである。『五十年史』の歴史把握への批判的視点もまったくみられない。

(3) 「建学の精神」の批判的継承こそ

私は「建学の精神」であれば何でも価値的、肯定的にとらえて、それをそのまま継承すべきものとは考えない。もし「建学の精神」に間違いがあれば、その誤りを正確にとらえて、批判的に継承すべきである。善意ではあれ、「建

学の精神」の事実そのものを正確にとらえることを放棄して美化することでは、歴史的な過去を未来へと発展させていくことができない。その点では、『自己点検報告書』も『五十年史』も歴史的な史料を発掘し、それらに基づいて歴史的な真実を再構成するという歴史記述本来の手続きを欠落させているという意味で共通していると、私は仮説的にとらえている。どちらも間違っているのだ。

本稿では、そのことを実証するために、『五十年史』や『七十年史』の記述の誤りを具体的に指摘し、それらの歴史的な事実を正確に確認することを課題としたい。敢えて重箱の隅をつつくような作業をするのは、すでに指摘したような誤った言辞が堂々とまかり通り、しかも、それらの言辞の前提には、不正確であったり間違った事実があるからである。それらがまったく反省されずに今日に至るまで本学の「正史」に記載されているからである。80年を越える本学の歴史の膨大な過程のすべてについてそれをするにはどうもできない。そこで、本稿では、大東文化学院の創設過程に限定したい。歴史的な史料を発掘しそれらに基づいて歴史的な事実を再構成するという作業の前提として、それらはどうしてもさけて通ることができない。したがって、大東文化学院のもっている思想史的な意味の分析も本稿では直接的には触れることができない。それらは別稿での課題とする。歴史的な記述としては時間的な経緯にしたがって記述するのが本筋であるが、本稿では『五十年史』や『七十年史』への批判的な検討ということが課題の大半を占めるので、歴史的な前後関係の順序にしたがっては展開できないことをはじめにことわっておきたい。

1 奇妙な特徴をもった『大東文化大学五十年史』

(1) 古色蒼然とした文体

本学の歴史に関わる公的な公刊物の第1のものは、創立50年を期に編纂・

刊行された『大東文化大学五十年史』である。本文が巻末の年表を含めて、1121頁に及ぶ大部なものである。第一篇創立から開校まで（大正六～十三）、第二編大東文化学院時代（大正十三～昭和二十四）、第三編大東文化大学時代（昭和二十四～）、第四編現状と展望、から構成されている。本学の創立過程からの歴史が通史的に叙述され、それらをふまえて本学の未来を展望するという構成になっている。これらのうち、本稿が直接の検討の対象とするのは、冒頭の第一編の部分である。第一編は全体が130頁からなり、第一章創立に至るまでの経緯、第二章大東文化協会・大東文化学院の設立並びに開設、第三章資料、という構成になっている。これらのうち、第三章の資料の部分が28頁から130頁までを占め、いわゆる歴史的な記述とそれについての評価の部分はわずか27頁分しかない。

これらの歴史的な記述の部分を読んでいって、私は奇妙な印象を受けた。それは第1に、歴史的な記述の部分の文体がいかにも古めかしいことである。文体だけではなく、使われている用語そのものも、実に古色蒼然としている（私のこんな表現もそうかもしれないが……）。たとえば、冒頭は次のようになっている。

「明治時代における急激な欧米文化の移入は、我が国の思想・経済界に一大変革を招来し、**その弊害のおもむくところ、遂に伝統の美風は失われ、道義の頹廢を来たすに至った。加えるに大正初期における第一次世界大戦の影響により、物質文明謳歌の気風は上下に浸透し、邦家の前途まことに憂慮すべきものがあつた。**」（ゴチは引用者、以下同じ）⁽¹¹⁾

こうした記述は本文の至るところに見られる。

「**かかる頹勢を挽回し、国家を正道に復帰せしめるために……**」⁽¹²⁾

「**漢字使用は国勢発展を阻害せざるべきを論じて之が賛成演説を……**」⁽¹³⁾

といった具合である。本文中の記述には今から80年も前の当時の史料から引用されている部分もあり、それらとの調和が図られているのだろうか。もちろん、どのような文体でその文章を書くかは、対象とすることがらに規定され、書き手の側の思いを表出するものであるから、古めかしい文体それ自

体が悪いということにはならない。日本語の表現においてはある種の漢文句調は格調の高さを表現することもあり、本学の場合には漢学がその中心的な内容となっているので、思わず漢文句調となっているのかもしれない。またどのような文体で文章を書くかはそれぞれ書き手の趣味の問題である。だから、文体そのものを取りあげて批判するつもりも私にはない。ただそうした印象が強烈であるということだけを、ひとまず指摘しておきたい。

(2) 木下成太郎は天下周知の人物なのか

第2の奇妙な印象とは、『五十年史』の記述のしかた、すなわち、テーゼ風な結論のみを書くということに関わっている。書かれていることがらについて、その背景や歴史的な意味はもちろん、どうしても必要と思われることがらについてもまったく説明を加えないのだ。たとえば、第一章には200人を越す人名が登場する。全員が大東文化学院の創設になんらかの関わりをもった方々である。ところが、それらの人物について、名前の読み方、肩書きはおろか、どのような思想の持ち主であり、ここで記されている以外にどのような社会的な活動をしていたのかがまったく示されていない。そんなことは同時代人としての読者にとっては、敢えてふれるまでもない常識であるかのように書かれている。不思議なことだ。

一例をあげれば、これからしばしば登場する人物に木下成太郎という人物がいる。1921（大正10）年の第44議会から1923（大正12）年にかけて衆議院に提出された三次にわたる「漢学振興ニ関スル建議」（以下一般的には「建議」と略し、第44議会の「建議」は「第一次建議」、第45議会の「建議」は「第二次建議」、第46議会の「建議」は「第三次建議」とすることがある）が議決され、それを具体化するために大東文化協会が組織される。そこでの議論を経て1924（大正13）年9月に大東文化学院が創設された。そういう経過からすれば「建議」は直接的には重要な意味を持つ。木下成太郎はその「建議」の共同提案にあたって中心的な役割を果たした人物である。だから、『五十年

史』は明記していないが、当時衆議院議員であったことがかろうじてわかる。しかし、木下が衆議院議員であったという情報すらまったく書かれていない。そんなことは敢えて書くまでもなく、天下周知の事実とでも思っているような書きっぷりである。たとえば、木下成太郎が初めて登場するくだりは次のようになっている。第一章第一節東洋文化振興提唱の由来の部分である。「次にその経緯を略述するに、大正七年原内閣成立するや、木下成太郎氏は先ず東洋学芸の振興策に関して建言するところがあった。」⁽¹⁴⁾ その後にも何回か木下成太郎の名前は登場するが、その説明は一切ない。もちろん何人かの例外はある。後に登場する奥繁三郎については衆議院議長との肩書きがあり、文部大臣や文部次官には名前とともに役職がついているのは当然である。それ以外はまったくない。

私は当初「木下成太郎」を「きのしたせいとう」と読んでいた。人名だから読ませ方は人それぞれであるから、間違いは恥ではない。後に『木下成太郎先生伝』(橘文七編『木下成太郎先生伝』木下成太郎伝刊行会、1967年3月)という伝記があるのがわかり、それを読んで初めて「しげたろう」であることがわかった。それ以前には、私は読み方はもちろん一切のデータ抜きの状態であり、木下成太郎という人物を頭に描くことさえ困難だった。木下成太郎については、今日のさまざまな人名辞典を漁っても探し出すのがむずかしい。また国会図書館や各大学を横断する図書検索システムにかけても、木下安太郎の名前では何らのデータは得られなかった。

かろうじてやっとのことで衆議院参議院編『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』(1990年)があることを知り、そこで初めて「木下安太郎(きのしたしげたろう)」の人物データを得ることができた。すなわち、「北海道第五区選出、当選七回の衆議院議員経験者であり最後は翼賛議員連盟に所属」していたことを知ったのである。そこには次のような記述があった。「慶応元年八月生・北海道出身・漢籍を修め、帝国大学予備門に学ぶ。本邦最初の沃度加里製造に従事す。のち農牧業を営み、厚岸町会議員、徴兵参事官、北海道会議員となり、水産組合長、漁業組合取締役、立憲政友会総務となる。また北海

道新聞を刊行、帝国美術学校を設立し校主となる。当選七回（当選した衆議院議員選挙の回数が列挙、略）、昭和十七年十一月十三日死去」⁽¹⁵⁾ 以上が『衆議院議員名鑑』の記述のすべてである。念のために言えば、「帝国美術学校」は今日の多摩美術大学の前身であり、木下がその設立に関わったことを知ることができる。しかし、『衆議院議員名鑑』の記述は木下が大東文化学院の設立に関わったとは、一言も言っていない。しかも議員以外の社会的な活動については、農水産業と北海道新聞という地方新聞の刊行に関わったことしかでてこない。

一体「木下安太郎」とは何者なのか、彼が建議するに至る社会的な背景は何なのかに関しては、ただ当時の一般的な社会状況が書かれているだけで、それに木下が主体的にどう関わったのかは一切不明である。ただ、ここで一つの手がかりが得られた。すなわち、彼が後年「政友会総務」の職にあったことである。とすれば、「建議」は政友会の活動の何らかの部分を担当していた可能性がある。そこから「建議」の社会的な支持基盤を解明することもできるかもしれない。しかし、それらは『五十年史』を読む限りでは一切不明であることは繰り返しておく。

(3) 200人以上の人名も知っているのが当たり前？

『五十年史』には膨大な数の人名が記載されている。第一章での人名の羅列は以下のようになっている。

- ①第44議会への「第一次建議」提出者 11名。
- ②同賛成者 58名。
- ③第45議会で「第二次建議」を審査した建議案委員会 11名。
- ④第46議会で「第三次建議」を審査した建議案委員会 9名。

第45議会の「第二次建議」の議決後に、それを具体化するための「漢学振興に関する推進団体」が組織され、五回にわたって協議会が開催されている。そのそれぞれについての出席者が以下のように記されている。

- ⑤第一回協議会 21名。
- ⑥第二回協議会 55名。
- ⑦第三回協議会 25名。
- ⑧第四回協議会 12名。
- ⑨第五回協議会 19名。
- ⑩「協会」発足時の役員名簿 25名（これには例外的に華族の爵位が略式でつけられている。たとえば、伯大木遠吉のように。引用文とはいえ、華族制度があった戦前ならいざ知らず、この意味を直ちに了解できる1970年代の読者が何人いるだろうか）。
- ⑪「協会」理事会が「学院」の創設準備のために「学院綱領並学則編制委員会」をつくったが、その名簿 9名。

以上、総計延べ255名。もちろん重複があるので、実数はそれよりは少なくなる。それにしても、膨大な数の人名である。それらにはどういう人物なのかについてはまったく人物情報が付されていない。たしかに最も原型的な情報は提供しているという意味では、責任は果たされているかも知れない。だが、読者がそれを読んで意味を了解できるように説明責任を果たしているかといえば、そうは言えない。過剰な情報が真実の解明を妨げている。煙に巻くという言い方があるが、正にそれである。

私は大学院で明治後期の教育思想を政治思想との関わりで学んだので、明治後期から大正初めにかけてのその分野についてはかろうじて基礎的な知識を持っている。だから、名前を見て何とか意味を了解できる人物も何人かはいた。たとえば、日露戦争時の戸水事件にかかわった戸水寛人、中村進午、後に首相となった近衛文麿、犬養毅、平沼騏一郎など。他には文部大臣経験者の江木千之、伯爵大木遠吉は文部卿だった大木喬任の息子なのかな……などくらいだ。だが、恥ずかしながら、他の90%以上の人物についてはまったくイメージすらうかばなかった。この程度では、本学の学生に見せた場合の了解度と比較してもほぼ五十歩百歩だろう。つまり、少しは基礎的な知識を持っていても、ほとんど持っていなくても、どちらにしろ、これだけでは意

味不明の情報の羅列に終わっているということだ。ここでも、これらの人物について、まるで毎日の新聞に出てくる有名な人物であって、誰もが知っているとは勘違いでもしているのではないかと思われる書き方である。

これでは、虚仮おどし的手段として人名が羅列されているとしか思えない。もし必要ならば、どういう人たちが何人集まり、それらのうち、たとえば貴族院議員が何人、政友会から何人などと、それらの内部構成の特徴をまとめて執筆者が書くべきである。不見識なことかもしれないが、ひよっとしたら書いている本人にもそのことがわかっていないのではないか、どこかにあった名簿をそのまま引き写しているだけではないのか、との疑心すら沸いてくる。ちなみに、これらのうちの3名に関しては人名の表記に誤りがある⁽¹⁶⁾。大学の教員が書いているのだから、意味もわからずにただどこかの名簿をそのまま引き写しただけなどとは想像したくもない。しかし、そんなことすら勘ぐりたくなるような代物である。こうみてくると、こうした記述はたんに不親切だけでなく、こうした文章を書くこと自体が大学の「正史」の執筆者としてその資格が問われざるを得ない問題ではないだろうか。

(4) 史料が示す内容と背反する本文

第4には、歴史的な記述をしている本文中における史料の引用のしかたの問題である。第一章第一節東洋文化振興運動の由来の部分は、木下成太郎を中心とした衆議院議員の第44議会への「第一次建議」上程までの経過が簡潔に記されている。この部分は具体的に史料を引用せず、史料の内容を要約的に本文中にとりいれて記述されている。しかし、同章第二節提唱前における漢学界の動向では、その主題に即した史料がカギカッコを使って正確に引用されている。すなわち、牧野謙次郎⁽¹⁷⁾「往時を追懐して在院学生諸子に望む」が7頁分にわたってそのまま全文が引用されているのだ。これは、当時の「第一次建議」の背景をなす中学校における漢文科廃止に対する漢学界の対応を歴史的に整理して記したもので、「第一次建議」の背景と大東文化学院の設立

が衆議院議員以外のどのような人たちによって進められたかを知る上では、実に貴重な史料である。

しかし、これを読んだ後で二つのことが気になってくる。一つは、『五十年史』はその後はこの調子で当時の史料を具体的に引用し、それらの史料を分析して歴史的に評価していくのだらうと思ってその先を読んでいくと、実はそうではないことがわかる。この例のように出典を明示して史料が正確にカギかっこ付で引用されるのは、他には一箇所しかなく、他は史料が改行して示されているだけで、それらの出典は明示されていない。史料の扱いと引用のしかたが一定していないのである。

ふたつ目の問題は、出典を示して引用されたこの史料はそれ自体としては貴重なものではあるが、その史料を引用してはいるものの、逆にその史料の内容と本文の記述との間に内容的なずれが生じてしまっていることである。具体的にみてみよう。

牧野謙次郎の「往時を追懐して在院学生諸子に望む」の内容は次のようになっている。牧野はまず、明治10年代の東京大学での古典科設置から論を展開し、明治31、2年の中学校令施行規則での漢文科削除についての文部省の動向とそれに対する漢学界の反対運動から始まって、明治42、3年頃に「早稲田系統の学者が首唱者となつて」「漢文学会を起した」こと、それとは別に明治14、5年頃に「帝国大学其他官立学校諸教授主となり」斯文会が組織され、さらに「東亜研究会」から「漢学会」が生まれ、それらの「諸会を併合して、(1918 (大正7) 年に一尾花) 斯文会が組織」されてきたことを書いている。

そして、1921 (大正10) 年に「また漢文廃止論が勃興し」、それらに対して斯文会も反対したが、「攻勢を取らねばならぬ」とのことで斯文会とは別に「漢学振興会」が組織され、それが主体となって「衆議院議長奥繁三郎氏の斡旋により、議員の同意を得て各派協調し殆ど全院一致にて漢学振興建議案を議会に提出した。其後幾多の曲折応酬を経て遂に国庫補助の下に我が大東文化学院が成立したのである。」その後、漢学振興会はその発展とともに「東洋文化学会」と改称し、「一方議員諸氏の奮起は其の対政府上及び其他の便宜

より別に一会を起こして直接行動を取るべき必要を生じ茲に大東文化協会を組織した。」

こうして組織された大東文化協会のもとでの「国庫補助」による事業として大東文化学院が設立されたが、「東洋文化学会は自ら別に一会を成し、協会に関しては協賛の一員として立ち、学院の関係者は協会と学会との人々及び新に学院に入られたる人々を以て組織せられたのである。」⁽¹⁸⁾

以上が牧野がここで記している内容の概要である。ここで牧野謙次郎が語っている内容は、たんなる「提唱前の漢学界の動向」にはとどまっていない。大東文化学院の設立はたしかに衆議院での「漢学振興ニ関スル建議」を直接のきっかけとしているが、牧野謙次郎はその背景ともなり、「第一次建議」への運動の結果として組織された東洋文化学会が果たした役割の重要性をも指摘していた。そして、東洋文化学会と大東文化協会との関係についての証言も、当事者ならではの具体的なものとなっている。さらに、大東文化学院の創立とその後の運営や教育にたずさわることになるたくさんの人々⁽¹⁹⁾の活動や思いが描かれており、本学所蔵の史料がほとんど失われているという状況からすれば、当事者の証言という意味でも実に貴重な史料となっている。『五十年史』の執筆者がこれを引用したのは正解だった。

だが、この第二節の引用者はこの牧野謙次郎の証言を一切分析しようとはしない。引用者はあくまでも「中・高校における漢文科の存続問題」の「事情」を知るためにこの文章を全文引用しているのであり、「今後の漢文科のあり方についても示唆に富む点が多いので、特に一節を設けて将来の参考に資する」⁽²⁰⁾だけである。引用者の関心は「建議」以前の「漢学界の動向」と「漢文科のあり方」にのみ収斂されている。どうやら引用者は自ら引用した史料の価値が読み取れなかったようだ。宝の持ち腐れである。

しかも、この史料の内容と第二節以外の本文における「第一次建議」に至る経過とはまったく内容が整合していない。第一節では「木下成太郎氏は先ず東洋学芸の振興に関して建言するところがあつた。……これを烽火としてこの運動は漸次貴衆院両院議員・学者・実業家の間に拡大し、同九年には当

時衆議院議長であった奥繁三郎氏の下に議長官舎の集会となり、継続努力の結果、遂に翌十年衆議院に『漢学振興ニ関スル建議』を上程して満場一致の賛同を得るに至った。」と描くだけである。もちろん木下の活動以外の「漸次貴衆院両院議員・学者・実業家」の動き、「奥繁三郎氏の下に議長官舎の集会」も書かれているが、これらはいくまでも木下の活動の結果として出てきたように書かれている。木下の活動以外の他の活動が具体的に書かれず、もっぱら木下成太郎が主導した「建議」にのみよって事態が動き、大東文化学院が設立されたかのように結論づけているのだ⁽²¹⁾。

こうして、せつかく牧野謙次郎の史料「往時を追懐して在院学生諸子に望む」の引用によって、「建議」のために運動していた斯文会や漢学振興会、さらには東洋文化学会の存在とそれらが果たした役割が明示されているにもかかわらず、それらの存在すら無視され、もっぱら木下成太郎が主導した議会内だけの運動によって大東文化学院が創立されたという結論が導き出されている。これでは史料は死んでいる。

2 間違いだらけの『大東文化大学五十年史』

(1) 建議の意味もわからず、事実関係にも誤り

以上のように説明すべきことも説明しなかつたり、引用した史料と背反する内容を展開している『大東文化大学五十年史』をよりつつこんで批判的に検討するためには、使われている史料そのものを第一次史料に立ち返って吟味することが求められている。また、使われていない第一次史料そのものを発掘し、『五十年史』の記述の妥当性を検討することが必要となる。そうした作業をすすめていくと、『五十年史』には実に多くの間違いがあることがわかってくる。

既に指摘したように、『大東文化大学五十年史』は「漢学振興ニ関スル建議」について書いていても、それがどういう意味を持っているかに関しては一切

説明していなかった。「漢学振興ニ関スル建議」が満場一致で可決されたというが、建議という法的行為は戦後の日本国憲法の下には存在しては無い。とすれば、建議の議決とはどのような法的な意味や実際的な効果をもっているのかぐらひは説明があつてもしかるべきではないか。私は『五十年史』を読んでいて、この執筆者たちはそもそも説明できないのだと確信をもつようになった。なぜなら、事実関係においてもその記述があまりにも誤りが多く、でたらめだからである。

『大東文化大学五十年史』は「第二次建議」について次のように書いている。「大正十一年三月七日再び本建議案を第四十五議会に提出し政府にその実行を促した。」⁽²²⁾その後、建議案を引用し、「山本悌二郎氏起ちて之が説明をなした。……次いで副島義一博士は次の如き賛成演説を行つた。……次いで先の諸氏が委員に選出せられ、三月十七日、十八日両日委員会を開催して本案を審議し、政府委員と会商するところがあつた。」⁽²³⁾と書いている。また、巻末の年表では、1922年3月7日の項に「第四十五議会（高橋内閣）に建議案再提出／山本悌二郎氏提案説明、副島義一氏建議案賛成演説。推進委員選出（戸水寛人、木下成太郎ら10人の氏名列記あり、省略—尾花）」、また3月17日の項には「推進委員と文部省側との審議（～十八）」と記している⁽²⁴⁾。

これらの記述を総合すれば、3月7日に「建議」が衆議院に提出され、その日のうちに提案理由と賛成演説がなされ、さらにその実現を目的とした「推進委員」が衆議院内に設置されたことになってしまう。また、3月17日と18日には議会内でまず「推進委員会」がもたれ、さらにその委員会とは別に（場所は不明だが）「推進委員」と文部省との「会商（『広辞苑』によれば「会合して相談すること）」がもたれたことになる。これらは法的行為としての「建議」についての無知故の記述であるとともに、なんら史料にあたらずに書かれたもので、日付、委員名称とも間違っている。

「第二次建議」文書はその現物の関連文書が複写され、国会図書館議会官庁資料室の『第四十五帝国議会議院上奏建議決議動議質問』の綴りに保存されている。それによれば、「第二次建議」は「大正十一年二月十日提出建議

四六号 漢学振興ニ関スル建議案」と提出日と通し番号でよばれ、2月10日に衆議院に提出され、3月6日の衆議院本会議で提案理由が説明されている。その議事録が発行されたのが3月7日である⁽²⁵⁾。

『五十年史』の間違いの第1は、「第二次建議」の議会提出日を3月7日としていることだ。『五十年史』は本会議で提案理由がおこなわれた日を「第二次建議」の提出日と混同している。そんなことは時間的な順序としてもあり得ない。「建議」はまず議会に提出され、日程を調整した後に本会議にかけられる。その間何日かの時間的な経過があるのは当たり前である。史料で確認すればこんなことは一目瞭然である。『五十年史』はこれらの史料をみもしないで、なにかの不正確な伝聞情報に基づいて書いているのだ。

第2の間違いは、議事録の発行日と議事がおこなわれた日を混同していることだ。『五十年史』年表とは違って、実際には3月6日には山本悌二郎が木下成太郎に代わって提案理由を説明している。本会議の議事録によれば、その直後に中野正剛が山本悌二郎への批判発言を行い、答えに窮した山本悌二郎に代わって副島義一が発言している。この副島発言については後述する。

第3の決定的な誤りは、「推進委員」なるものである。これは「建議」についての無知からくる希望的な観測をそのまま書いているに過ぎない。衆議院には「建議」の「推進委員」などは存在しない。正しくは建議を「審査」してその結果を本会議に報告する「委員会」に過ぎない。これは「建議」の委員会付託の決定に基づいて、議長が指名する。

第4の誤りはその人数と委員の性格に関わる問題である。『五十年史』は本文では戸水寛人、木下成太郎ら11名の「委員」名をあげ、年表では「推進委員」として10名を挙げている。これは同一のものを指しているのは間違いない。しかしながら、事実は以下のとおりであった。3月6日に衆議院議長からいくつかの建議をまとめて「審査」するために、「奈良ニ美術学校建設ニ関スル建議案外二件委員会」の委員18名が指名される。審議の経過をみると、3月6日の本会議で提案理由が説明された後に、「奈良ニ美術学校建設ニ関スル建議案ノ委員ニ付託」との動議が可決され、山本悌二郎、木下成太郎な

どの「漢学振興ニ関スル建議」関係者と、それに先立って提出され既に委員会の設置が可決されていた福井三郎などの「奈良ニ美術学校建設ニ関スル建議案」の関係者など18名が議長の指名によって委員に選定される。

その委員会の正式名称は「第四十五回帝国議会衆議院奈良ニ美術学校建設ニ関スル建議案外二件（カッコ内に「第二次建議」を含めて6件の建議案が書かれているが略す）委員会」であり、3月7日に委員会の理事を選出し、3月14日に第1回目の委員会を開催し、第2回目が3月17日に、第3回目の委員会が3月18日に開催される。「第二次建議」については3月17日、18日に「審査」が行われ、18日午後5時58分に「第二次建議」が採決され終了している⁽²⁶⁾

この委員会には当然、中橋徳五郎文部大臣、南弘文部次官、赤司鷹一郎普通学務局長が出席し、議員の質問に答えて「審査」に参加している。ここでのやりとりが実は『五十年史』が「三月十七日、十八日両日委員会を開催して本案を審議し、政府委員と会商」とか「三月十七日に推進委員と文部省側との審議（～十八）」と書いていることの実際の経過だった。

17日の出席者は戸水寛人、木下成太郎、正木照蔵、毛里保太郎、鵜沢總明、市村貞造、副島義一、福井甚三、佐久間啓荘の9名⁽²⁷⁾、18日は戸水寛人、木下成太郎、山本悌二郎、正木照蔵、毛里保太郎、市村貞造、副島義一、福井甚三、吉良元夫、佐久間啓荘の10名⁽²⁸⁾である。敢えて煩をいとわず『五十年史』が掲載している「委員」（本文）「推進委員」（年表）の名を記す。「委員」は戸水寛人、木下成太郎、正木照蔵、毛里保太郎、鵜沢總明、市村貞造、副島義一、福井甚三、佐久間啓荘、山本悌二郎、吉良元夫の11名⁽²⁹⁾、「推進委員」は戸水寛人、木下成太郎、正木照蔵、毛里保太郎、鵜沢總明、市村貞造、副島義一、佐久間啓荘、山本悌二郎、吉良元夫の10名⁽³⁰⁾。どちらも委員会の議事録とは違っている。こられの議員が「委員」のすべてでも、ましてや「推進委員」でもない。これらの議員たちは18名からなる委員会への当日の出席者を示しているに過ぎない。遠めに見た手形はよく似ているのだが、指紋が違っている。

帝国議会の議事録に記されている「建議」を「審査」した3月17、18日の委員会以外に、夕刻に「第二次建議」の可決をもって終了した委員会審査の後に、かれらはどこかの料亭にでも集まって「文部省との会商」を行ったとでもいうのだろうか。『五十年史』が出典を明記せずに誤りを記しているために、その真偽を確定するにはこんなに煩雑なことが必要となる。以上、煩雑さをいとわず重箱の隅をつつくような検討をしてきたのは、『大東文化大学五十年史』がいかにも自ら史料を調べようとせず、何らかの伝聞と主観的な観測によって記述しているのかを、具体的に指摘したかったからに他ならない。『五十年史』は説明しなかったのではなく、説明できなかったのだ。

私は後に指摘するように、「第二次建議」の衆議院本会議、建議委員会での議論が「学院」の本質的な性格を決定づける一つの画期になったとの仮説をもっているが、この点の詳しい展開は別稿に譲らざるを得ない。

ここで『五十年史』がわからなかった建議とは何かについて補足しておきたい。何故なら、「建議」の経過について以上のような誤りがあるだけでなく、『五十年史』にしてもまたそれ以降の『七十年史』の記述においても、「帝国議会での満場一致の建議によって創設し国費によって運営された」という式の記述がめだち、「満場一致の建議の決議」があまりにも過大に評価され、それが根拠となってあたかも「学院」が国立大学として創設されたかのような意図的な誇張が目立つからである。

そもそも「建議」とは帝国憲法で規定された議会内の法的行為のことであり、戦後の日本国憲法には存在していない。「建議」とは大日本帝国憲法第四十条「兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スル事ヲ得」の規定に基づく法的行為である。具体的には議院法第十一章上奏及建議の章の第五十二条「各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ賛成アルニ非レハ議題ト為スコトヲ得ス」に基づいて行使される。すなわち、帝国憲法第四十条に基づいて「議院がその意見を政府に対して表明し、……政府に対して適切な措置を要望するもの」⁽³¹⁾である。これは30人以上の議員の賛成さえあれば自動的に議題とできることを意味している。したがって、

「第二次建議」の提出にあたっては、79名の賛成者の名簿が付されている⁽³²⁾。この点はさまざまな制限が設けられている請願に比べればその意味がはっきりとしてくる。

「建議」は議員が発議するものであるのに対し、請願は議員ではない一般の「人民」の権利とされている。すなわち、「各議院に呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルベシ」となっている。しかし、それに続く規定は請願を受理しない制限条件を定めている。すなわち、議員法は請願について「請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ経テ之ヲ却下スヘシ」(第六十三条)と規定し以下、「憲法ヲ変更スル」(第六十七条)内容であったり、「哀願ノ体式」をとってなかつたり(第六十八条)、「皇室ニ対シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ対シ侮蔑ノ語ヲ用」いていたり、さらには「司法及行政裁判ニ干預」したりした場合には請願を受理しないとの厳しい制限を規定している⁽³³⁾。皇室や政府批判、さらには議会や司法への批判的な内容が制限され、かつ、その文章が願いの形式をとっていない場合には請願は受け付けないのだった。これでは、「人民」は自由に請願できるのではなく、政府の施策にそった内容しか請願できないことになる。

これに対して「建議」は30人の賛成という条件さえ満たせば自動的にその建議を議題とし、本会議での審議に基づいて担当の委員会にまわしてそれを審査することができる。つまり、議員相互の一定の合意さえあれば、「建議」は自動的に審査にまわされることになる。そして、実際の審査においては、後に見るように、どんなにそれが批判されたとしても、それが政府の施策に対して全面的に対立するようなものでなければ、あるいは議員同士の利害が対立して争われるような場合を除いては、委員会で可決され、自動的に本会議で報告され一括して満場一致で承認されるのがほとんどだった。ちなみに、第44議会で「漢学振興ニ関スル建議」が本会議で承認された1921(大正10)年3月26日には100以上もの建議案が流れ作業のように委員会から報告されている⁽³⁴⁾。これらは関連した建議と一括され、「承認するに異議ないか」との議長の発議と「異議なし」の声によって、次々と「満場一致」で承認されて

いる。

「建議」が議会で満場一致で採択されたというのはそうした実態のことをいっている。もちろん「建議」が立法機関で採択されたという事実は、議員たちの個別の思いが公権力によってオーソライズされたということであり、そのこと自体の意義を否定するつもりはない。しかし、建議の採択というのは、誰でも反対できないような、すなわち、抽象的一般的な内容的な表現が必要となったり、30人以上の賛成者の確保と反対しそうな議員への根回し、また、発議者ないしは賛成者にそれぞれの政党や派閥などのボス的な議員の合意を取り付けるなどの、議会内での政治的な技術を駆使しさえすれば、それほど困難なものではなかった。建議の内容そのものが当時の議会を構成する議員たちの一般的な常識的な考え方であれば、ほとんどが「満場一致」で採決されたのだった。

『五十年史』が創設過程の記述に関して、説明できなかった事項はまだもつとある。より専門的な「皇道」「漢学」「儒教」「儒学」などである。さらに付録の資料を理解するにはもっと説明を要する術語、専門用語もたくさんある。これらについても、『五十年史』は説明できないから、書いていないだけなのだ。ここまできると、なぜそうなったのか、そうでしかあり得なかったのかについて、その原因もはっきりしているのだが、それは章を改めて指摘することにして、以下では『五十年史』の他の誤りについて検討することにする。

(2) 異なった二つの「協会」規約を平然と列記

『大東文化大学五十年史』が出典を明記している引用部分には、重大な誤りが含まれている。『五十年史』の第二章大東文化協会・大東文化学院の設立並びに開設の第一節大東文化協会の設立では、「漢学振興に関する推進団体」が、1922（大正11）年に五回にわたる会合で協議した結果、1923（大正12）年2月11日に大東文化協会が創設されたと記している⁽³⁵⁾。そして、21頁から22頁にかけて、その「発会式」を報道した当時の『東京日日新聞』の記事が

引用されている。それは「協会」規約の設置目的の5項目と会頭・副会頭・理事などの全員の氏名を報道したものだだった。

しかし、わざわざ出典を明示して引用した新聞記事の次の行からは、「かくの如くして、本協会は直ちに斯道振興の具体策を練り広く天下に同志を募ったわけである。その規約第一条に……」と書いて、再び「協会」の規約第一条の全文が書かれている。ただし、ここには出典は明記されていない。こうして、二つの「協会」の規約第一条が続けて記載されることになっている。しかもそれはまったく異なった内容での重複である。

ここでの問題は、もしそれらが同一の内容であるならば、たんに同じことを二回繰り返したということその怠惰さは責められるとしても、まあ、急いだための校正ミスだろうと大目に見て見過ごすことができる。だが、それらの二つの「協会」規約第一条はその内容がまったく異なったものとなっているのだ。これではどちらの規約第一条が正しいのか、読者は判断に困ってしまう。しかも、この引用文は実は新聞記事の厳密な引用でもないという二重の問題を孕んでいる。

煩雑ではあるが、まず、新聞記事の原文を次に記す。

今回貴衆両院の有志**発起**となりて大東文化協会を設置し十一日夜華族会館において発会式を挙行したが本会創設の目的は東亜固有の文化を振興するにあるが

(イ) **我**皇道に遵ひ及び国体に醇化せる儒教に**拠りて**国民道義の扶植を図ること

(ロ) 本邦現時の情勢に鑑み漢学者養成につき応急の手段を講じ**追て**大学を設立すること

(ハ) 文書講演その他の方法に依りて前項の**目的**を達成に務め時宜に依り海外に亘り斯学の**進展**を図ること

(ニ) 高等教育における漢学の教科に関する編制**並に**教科書及び教授法の改善を図ること

(ホ) 前諸項その緒に**就く**を**俟ち**て更に東亜の美術音楽等の維持発達を図る事業に**著手**すること
を事業の要綱となすもので会頭以下役員は左の通りである⁽³⁶⁾

これに対して、『五十年史』の引用は次のようになっている。ゴチ部分が原文と違う箇所である。

今回貴衆両院の有志**発起人**となり、大東文化協会を設置し、十一日夜華族会館に**於て**発会式を挙行したが、本会創設の目的は東亜固有の文化を振興するにあるが、

(イ) **我が**皇道に遵ひ及び国体に醇化せる儒教に**拠り**国民道義の扶植を図ること。

(ロ) 本邦現時の情勢に鑑み漢学者養成につき応急の手段を講じ**追って**大学を設立すること。

(ハ) 文書講演その他の方法に依りて前項の**目的**の達成に務め時宜に依り海外に亘り斯学の**振興**を図ること。

(ニ) 高等教育に**於ける**漢学の教科に関する編制**並びに**教科書及び教授法の改善を図ること。

(ホ) 前諸項その緒に**つく**を**俟って**更に東亜の美術音楽等の維持発達を図る事業に**着手**すること。
を事業の要項となすもので、会頭以下役員は左の通りである⁽³⁷⁾

この引用の際の変更は一つ一つはささいなものである。その特徴を整理すれば以下のようなになる。第1は、句点、読点の追加挿入である。当時の新聞記事には句読点がないのが普通である。1973年にこの文を引用した者が50年前の文章を読みやすくするために、句点や読点を挿入追加することは十分にあり得る。この点では問題はない。第2に、漢字の使い方について、当時のあて字的な表記について、現代的に改めていること。「著手」→「着手」。第

3にはかなづかいやおくりがなを旧かなづかいから新かなづかいに改めていること。「追て」→「追って」、「我」→「我が」、「並に」→「並びに」、「俟ちて」→「俟って」。第4に漢字表記を現代風にひらがなに改め読みやすくしていること。「就く」→「つく」。第5は第4とは逆に、ひらがな表記を漢字表記に改めているもの。「おいて」→「於て」、「おける」→「於ける」。これは他の修正からすれば逆行であり、混乱している。第6は意味を正確にしたいということから、語句を挿入したり削除していること。「発起」→「発起人」、「となりて」→「となり」、「抛りて」→「抛り」。これは主観的な変更である。第7は同じく理由不明の勝手な書き換え。「進展」→「振興」。第8は助詞の使い方の誤りを是正するもの。「目的を達成に努め」→「目的の達成に努め」。

どうやらこの引用者は、歴史的な史料ではあっても、引用にあたっては現代風の表記やかなづかいに直して、読みやすく引用すべきと考えているようだ。それはそれとして一つの考え方である。としても、私が整理した5項のようにせつかくひらがな表記になっていたものを逆に古くさい漢字表記にしたりして、混乱しているといわざるを得ない。たしかに、新聞記事は漢字表記とひらがな表記で混乱しており、助詞の使い方もおかしかったり、現代風の用語でもなく、文章全体としても読みにくいものだった。しかし、どんなことがあっても、「進展」を「振興」に書き改めるなどはしてはならないし、もしも引用にあたって間違いを訂正するのなら、その点はきちんと明記すべきである。それが歴史的な史料の取り扱いのイロハだろう。この引用のしかたは明らかに勇み足である。

引用者は引用文の形式にしか関心がないようだ。形式を整えることで内容を正確に伝えたいというのだろう。だが、ほんとうに内容的に正確に伝えたいとするならば、こんな形式にこだわるのではなく、むしろ、引用の直後にでてくるもう一つの「規約」との整合関係にこそ注意を払って、引用部分の検討をすべきだった。

ここでは、これ以上形式の問題には深入りせずに、二つの「規約」の内容について検討し、その真偽を考察したい。煩雑になるが、二つの表現の異動

を具体的にみてみよう。

第1はまず表現上の問題である。第1条の前文の地の文(以下「地」)では、「**本会ハ東亜固有ノ文化ヲ振興スルヲ以テ目的トス**」となっているが、『東京日日』の引用(以下「引用」)では「**本会創設の目的は東亜固有の文化を振興する**」となっている。ここではたんに主語の規定と述語部分の表現が異なっているだけである。ここでは内容的にはまったく違いはない。しかも、新聞記者が要約して書いている部分で、直接の引用ではないので、以上にとどめる。また、第1項は漢字の送りがなと文末の接続の助詞の違いである。第3項は主文の用語と一致させたかったのか、「進展」が「振興」となっているが、他は助詞が違うだけである。「進展」と「振興」の意味の違いが気になるが、ともあれ、ここまでは表現上の問題である。しかし、第2項以下には次にみるように「地」と「引用」では内容的にも大きな違いがある。

第2は「地」の第2項「**本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ儒教ノ振興ヲ図リ及ビ東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院を設立維持スルコト**」の具体的な事業の内容を「**儒教ノ振興ヲ図リ及ビ東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院**」としている。だが、「引用」では「**漢学者養成につき応急の手当を講じ追って大学**」となっている。「儒教の振興」そのものと「漢学者養成」とは目的自体としても明らかに違うだろう。また、専門学校としての「大東文化学院の設立」と「大学の設立」とはその目的はまったく異なる。

第3は、「地」では第4項は「**高等及ビ普通教育ニ於ケル漢学ニ関スル教科ノ編制並ビニ教科書及ビ教授法ノ改善ヲ図ルコト**」の項目の中に「**高等及ビ普通教育**」とあるが、この部分が「引用」では「**高等教育**」だけになっている。「地」では「普通教育」すなわち当時の中学校を射程に入れての「教科の編成」「教科書」「教授法」の改善が意識されているのに対して、「引用」では高等教育すなわち大学におけるそれが意識されている。この点は、第2項での相違がそのまま引き継がれている。

第4は、「地」では第5項「**東亜ノ美術音楽等ノ維持発達ヲ図ル事業ヲ行フコト**」とあるが、「引用」では「**前諸項その緒につくを俟って更に**」が追加

され、「東亜の美術音楽等の維持発達を図る事業に着手すること」となっている。「地」ではそれらの事業が直ちに着手されることを予定しているのに対して、「引用」ではまず「大学」をつくることや教育内容の改善そのものが相当な事業であるとの認識があったのであろう。まずはそれが先行され、その他の事業は追々ということになっている⁽³⁸⁾。

さらに「引用」には会頭・副会頭・理事24名の名前が出ているが、これは「地」には見あたらない。こうみえてくると、「地」と「引用」とでは、たんなる文章表現にとどまらず、中学校の教員養成を含めて儒教の振興を図るのか、それとも本格的な大学をつくって漢学者を養成するのか、の戦略上の意見の相違があることを読みとることができる。実はこの相違は、設立過程における戦略上の違いであり、また、設立後には運営上の相違としても表面化して深刻な問題へと発展していくことになる意見の相違であった。したがって、これらのうちのどちらが正式に決定されたかは重要な問題であった。これらの争点についてはここではこれ以上は触れず、後に詳述したい。

さて、「地」のほうはいったい何に基づいて書かれているかは明示されていない。これらの異同をみるだけでは、必ずしも「引用」が間違っているとも言いきれない。「協会」の規約については、「協会」の創立の際に作成された規約文書は現在のところ残されていないので、それに基づいて、二つのもののうちどちらが実際に決定されたものなのかは、これらの二つを見ていくだけでは直接には確定し得ない。

しかし、私は「引用」のほうは不正確な記事だと判断し、史料として採用すべきではないと考える。その理由は、第1に「協会」は当時『大東文化』という月刊雑誌を刊行していたが、その1924（大正13）年3月号に「大東文化協会の成立趣旨その他数項」という記事が掲載されている。そこには「協会」の目的規定も掲載されている⁽³⁹⁾。その文言と「地」のものは送り仮名が若干異なっているだけで、ほぼ同一の内容となっている。

私が見ることができた『大東文化学院要覧』（以下、『要覧』と略すこともある）には1933（昭和8）年段階の「寄付行為」そのものの全文が掲載されて

いる。すでに指摘したように、「協会」は「学院」創立の時点では法人組織に改組され、規約も「寄付行為」となっているのだが、その「寄付行為」でのその目的規定も「引用」ではなく、「地」に近いものとなっている⁽⁴⁰⁾。

とすると、「引用」は正式決定された規約ではなく、正式決定される以前のどこかの段階での「規約案」か、あるいはまったくの個人的な私案をもとにして書かれた可能性が強い。この記事を書いた記者は以前に関係者から入手したのものをもっており、「協会」が創設されたと聞いて、その情報を元にしてこの記事を書いたのに違いない。記者が事前に入手した情報が後に当事者によって修正されて決定されたり、あるいはまったく別のものが最終的に決定されるということは、一般的にあり得ることだからである。しかし、この記者は最終的に何が決定されたかの事実の確認をしなかったのである。こうして、規約の決定以前に一つの案としてあった文書が、あたかも決定された規約であるかのように新聞記事として報道されたのだろう。

第2に内容に即して考えれば、専門学校としての大東文化学院と大学を設置するというのは決定的に異なっている。『五十年史』の別の箇所には、第45議会での「第二次建議」の審議中に「木下委員は大学設立の準備として、東洋文化研究所設置の提議を為し、山本委員またこれに賛成した」⁽⁴¹⁾との記述をみることもできる。最終的には大学の設立が目指されていた時期もたしかにあったと思われる。しかし、それは設立が決定される以前の構想段階のものである。何をつくるかが議論されていく過程では一部には専門学校ではなく大学の設立を目指した動きがあり得たとしても、設立直後から大学への昇格を目指した運動が展開されたことはない。とすれば、現に準備中である大東文化学院に代わって、将来における「大学の設立」を「協会」の目的規定とすることはあり得ないだろう。

第3に大東文化学院の初期の卒業生は高等科の場合はその大半が、普通科の場合でも年度によって異動があるものの半分から二割程度が、中学校の教員に就職している⁽⁴²⁾。それらを意識して実際につくられた「学院」の教育課程そのものも中学校の教員志望に応えるようなものになっていた。したがっ

て、「漢学ニ関スル教科ノ編制並ビニ教科書及ビ教授法ノ改善」とは、中学校のそれを想定していると考えられる。とすれば、「高等教育」すなわち大学にのみ限定して、「普通教育」すなわち中学校を省くということはあるまいだろう。

以上の理由から、規約確定以前のどこかの段階で大東文化協会内に戦略上の意見の相違が存在していたこと、それに基づいて「大学」を構想するグループのうちのだれかが用意した一つの案がつくられており、それが「協会」の設立の時点で新聞記者の手元にあったこと、そして、それが確定された規約と混同されて報道されたものではないか、と私は判断したい。したがって、それは正式に決定された規約ではない。

以上の私の推測と判断は間違っている可能性もありうるし、『五十年史』の執筆者とそれをそのまま引き写している『七十年史』の執筆者（まだ在籍している方もいるはずである）の反論をぜひともお聞きしたいものだ。もし執筆者が万が一でも、「引用」が正式決定されたものであると主張するならば、それとは異なった内容となっている「地」の文を削除して、首尾一貫して記述しなくてはならない。そうでなく、対立した内容をそのまま「地」と「引用」とで併記するのは絶対にあり得ない。史料批判の欠如である。こうした誤った新聞記事を史料批判を経ないままに、史料がでてきたからといってそれをそのまま掲載などしてはならない。もし、読者に読みやすいもの考えたならば、こうした内容上の検討こそがまずもってなされなければならなかった。こんなことも執筆者にわからなかったとは信じられない。あれほど、読みやすさにこだわった執筆者のはずなのに、自分が引用したものとその直後の「地」の記述が矛盾しているとわからなかったはずがないだろう。

ここから一つの疑心が沸いてくる。ひょっとすると、「地」と「引用」とは別の人間によって書かれているのではないか。それも時間的に前後して、まず、「地」が存在し、それに対して後に「引用」が挿入され追加されたのではないか。そうとでも考えなければ、つじつまが合わないことになる。

(3) 肝心な人物を欠落させた理事会名簿の間違い

さらに、この「引用」には重大な誤りが明白に含まれている。この「引用」には先に指摘したように理事24名の名前も掲載されているのだが、結論的にいえば、この理事名簿自体は信頼のおけるものではない。「協会」発足時の役員名簿は先に触れた『大東文化』1924（大正13）年3月号にも掲載されているが、たしかに会頭・副会頭の名前はそこでの記述と一致している。しかし、「引用」の理事の名簿は、そこに書かれている理事30名と監事4名の名簿とは大幅に異なった内容となっているからである。この問題は些細な問題のようであるが、発足当時の理事の構成については、「引用」の名簿、したがって、『五十年史』が唯一正式に引用して記述している名簿と先にふれた『大東文化』が掲載している名簿しか存在していないのであり、このままでは『五十年史』の名簿が正しいものとして一人歩きしてしまう。実際に、その後出された『大東文化大学七十年史』はこの名簿を引き続き正しい名簿として扱っている。しかし、私はこの名簿は間違っているとはつきりと断定したい。

まず、『大東文化』所載の理事30名と監事4名の氏名を記す。名前の後のカッコ内は○印が「引用」にもある者、×は「引用」には記載されていない者である。八条隆正（○）、北条時敬（○）、和田彦次郎（○）、副島義一（○）、内田周平（○）、江木衷（○）、大島健一（○）、大津淳一郎（○）、山本悌二郎（○）、松平頼寿（○）、牧野謙次郎（○）、藤山雷太（○）、船越光之丞（○）、木下安太郎（○）、下岡忠治（○）、浜田国松（×）、馬場鉄一（×）、戸水寛人（×）、和田豊治（×）、樺山資英（×）、高橋光威（×）、長尾楨太郎（×）、鶴沢總明（×）山岡萬之助（×）、小橋藻三衛（×）、小久保喜七（×）、酒井忠正（×）、平沼淑郎（×）、杉溪言長（×）、鈴木喜三郎（×）、以上が理事で、これに以下の監事4名が続いている。浜口雄幸（×）、粕谷義三（×）、田所美治（×）、藤田四郎（×）。以上が『大東文化』1924（大正13）年3月号に掲載されている役員名簿である⁽⁴³⁾。「引用」ではこのうちの（×）の者19名が省かれ、その代わりに、仲小路廉、古島一雄、市村瓊次郎、三島毅の

4名が理事として記載されている。このうち「三島毅」なる人物は明らかに「三島復」の誤記である⁽⁴⁴⁾。

「引用」の名簿が間違いであると判断する理由は、まず第1に、「協会」が創立されて「学院」をつくるにあたって、「協会」理事会はその内部に「学院綱領並学則編制委員会」を組織するのだが、このメンバーとして「学院」の設立に直接に関わり、その後も理事ないし教授として積極的に活動していた鵜沢總明、山岡萬之助、平沼淑郎の3人、さらには総長事務取扱の一員を務めた鈴木喜三郎なども、「引用」からは省かれているからである。

このうち、鵜沢總明に至っては、1926（大正15）年に井上哲次郎が総長を辞任した後に3代にわたっておかれた総長事務取扱を二回（1927年6月と同年11月の2回）務め、第2期から第3期の間の5人の総務による集団的な総長事務取扱の時期（1927年9月～11月、小川平吉、平沼騏一郎、鈴木喜三郎、鵜沢總明、山本悌二郎の5人による集団責任制）にもその一角を担っている。さらにその後1940（昭和15）年12月～1943（昭和18）年8月の時期にも総長に再任され、戦後も総長に就任している。歴代総長のうちでも最も就任回数とその期間が長い人物だった。それらのことは『五十年史』の第一篇創立から開校まで、をみても明らかである。

『五十年史』の記述だけでも、鵜沢總明は「第二次建議」審議の際には委員に選ばれ⁽⁴⁵⁾、第1回、第2回協議会に出席し⁽⁴⁶⁾、「学院綱領並学則編制委員会」の九人のメンバーのうちの一人名として名を連ねている⁽⁴⁷⁾。なお、『五十年史』が省いているためにそこには出てこないが、「第二次建議」「第三次建議」の提出にあたっては共同提出者となっていた⁽⁴⁸⁾。こうした点まで明らかにならないのは、『五十年史』の資料選択の恣意性による。それが何に由来するかは後述する。「学院綱領並学則編制委員会」に関していえば、それは「協会」が創立された後に、理事会内の小委員会的な性格をもって、学則や教育課程について原案をつくり、それが会員総会で承認されている。つまり、理事会を前提としての委員会だった。そのメンバーが理事会にも入っていないとでも思ったのだろうか⁽⁴⁹⁾。

鵜沢總明が「学院」創設後に果たした役割は先に指摘したとおりである。常識的に考えれば、彼が「協会」の理事から外れていたとは考えることはできない。ところが、「引用」にはその鵜沢總明が外されている。これだけでも「引用」は信用できない。

また、山岡萬之助は「学院」の創設過程では創立時の学則や教育課程をつくりあげた学院綱領及学則編制委員の一員を務め、また、当時日本大学法文学部長でありその後日本大学総長となっている。さらに「学院」の初代総長を勤めた平沼騏一郎は当時日本大学学長でもあった。この平沼のもとで日本大学の理事会執行部を山岡萬之助とともに担っていた人物に鈴木喜三郎がいた。鈴木も鵜沢同様に、後に「学院」の五人の総務による集団的な総長事務取扱の一角を担っていた。鵜沢だけでなく、これらの人物は「学院」のみならず日本の私立大学の創設とその発展をみるとき、欠かすことができない人物であった⁽⁵⁰⁾。その功罪はともあれ。ただし、「学院」の創設を全面的に「功」とする立場からすれば、これらの人物が「協会」の創設時に理事会に入っていないということになんらの疑問も挟まなかったというのは、噴飯ものであったと言わざるを得ない。

第2にはもし「引用」のほうが真実であるとする、他の資料との不整合が生じるからである。「引用」には仲小路廉という人物の名前があげられている。仲小路廉とは米騒動の際の寺内内閣の農商務相を務めたこともある大物貴族院議員⁽⁵¹⁾だが、彼は「学院」創立直後の1924（大正13）年1月に死亡していることが確認される⁽⁵²⁾。また、戦前の1932（昭和7）年に大東文化協会大東文化学院創立十周年記念会編『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』（以下、必要な場合以外は『沿革』とする）が刊行されているが、ここには役員の中の1932（昭和7）年当時の物故者名簿が掲載されている。彼がもし理事であったとすれば当然その名前がこの物故者名簿に掲載されていなければならない。しかし、仲小路廉の名前はここには書かれていない⁽⁵³⁾。とすれば、仲小路廉は理事になったことはないことになる。物故者名簿に掲載されていない仲小路廉が理事として掲載されている限りにおい

ても、この名簿は間違っており、この新聞記事は史料としては価値のないものと言わざるを得ない。

以上の検討の結果、『五十年史』には「協会」の創立時の理事会についての正確な名簿すら掲載されていないことになる。「協会」と「学院」の関係は一連の「建議」運動があり、その実現のために組織された「協会」があつて、その結果創立された学校という関係であり、たんなる設立法人と設立された学校という関係以上に重要な意味をもっている。しかも、「建議」の共同提出者や賛同者、協議会への参加者のリストを延々と記している『五十年史』が、肝心要の「協会」創立時の理事会の正確な名簿を記載しないとは何たることか。ここでは、私が作成した「協会」の理事会名簿を別表1として掲げておく。「協会」理事会の構成上の特徴については、別稿で詳しく触れるのでここでは省略する。

今となつては、当時なぜこうした「ガセネタ」が情報として流れたかは推測することも困難である。おそらくは、正式に決定する以前にだれかの腹案としてあつたものが、いつかの時点でかに『東京日日』の記者に流れていたのであろう。その記者は大東文化協会の発足という時点で手持ちの古い情報を使ってしまったものと思われる。

当時の新聞記事であつたとしても、すべてが正しい事実に基づいた記事でない場合もあるという好例である。こうした情報そのものもきちんとした史料批判をとおして、その真偽のほどを検討しなければならない。歴史的な事実を再現し記述する際には、こうした史料そのものへの批判が不可欠となる。ところが、この点でも、『五十年史』はそうした史料批判をとおした歴史的事実の確認という必要最低限の手続きを省略してしまった。その結果、せつかく十数行にわたって挿入した記述がなんと「ガセネタ」であつたとは、『五十年史』の執筆者にはお気の毒なことだった。

以上、『五十年史』で出典を明示して引用された史料について、それらが示している内容が、地の文とはまったく整合していないことを検討してきた。

『五十年史』ではそれ以外の史料が引用される場合には、それらの出典につ

表1 大東文化協会創立時の理事会役員

氏名	協会役職	生年	協会創立時 (1923. 2.) の職業、主な経歴	議員分類	議員経歴・所属
大木達吉	会頭、綱領及学則編制委員長	1871	伯爵、鉄道大臣、元司法大臣	貴族院議員	明治42年・研究会
江木千之	副会頭、綱領及学則編制委員	1853	元文部内務官僚 (1924. 1. 文部大臣)	貴族院議員	明治37年・茶話会
小川平吉	副会頭、綱領及学則編制委員	1869	官吏、弁護士	衆議院議員	7回・政友会
平沼鉄一郎	学院総長、綱領及学則編制委員	1867	日本大学学長、元検事総長、元大審院長 (1923. 9. 司法大臣)		
八条隆正	理事、調査部長	1883	子爵、元大蔵官僚	貴族院議員	大正 4年・研究会
浜田国松	理事	1868	弁護士、衆議院元副議長	衆議院議員	6回・立憲国民党
馬場鉄一	理事	1879	法制局長官、元統監府官僚	貴族院議員	大正12年・研究会
北条時敬	理事	1859	数学者、元学習院長、東北帝国大学元総長	貴族院議員	大正 9年・同和会
戸水寛人	理事	1861	弁護士、東京帝国大学元教授	衆議院議員	5回・政友会
和田彦次郎	理事、基金部長	1859	元農商務官僚	貴族院議員	明治44年・交友倶楽部
和田豊治	理事	1861	富士瓦斯紡績社長	貴族院議員	大正11年
樺山賢英	理事	1868	元官僚、(1923. 9. 内閣書記官長)		
高橋光威	理事	1867	元内務官僚、元内閣書記官長	衆議院議員	5回・政友会
副島義一	理事、綱領及学則編制委員	1866	憲法学者、早稲田大学教授	衆議院議員	1回・無所属
長尾慎太郎	理事、教育課程編纂委員、教授	1864	漢学者、東京高等師範学校元教授		
内田周平	理事、教育課程編纂委員、教授	1858	漢学者、東洋大学教授		
鶴沢健明	理事、綱領及学則編制委員、教授、教化部長	1872	弁護士、明治大学理事、元教授・元法学部長	衆議院議員	6回・政友会
江木衷	理事	1858	弁護士、東京弁護士会元会長		
大島健一	理事、(副会頭)	1858	元陸軍大臣、陸軍中将	貴族院議員	大正 9年・同和会
大津淳一郎	理事、出版部長	1856	元新聞社社長	衆議院議員	12回・憲政会
山本啓二郎	理事、会計部長	1870	会社重役、台湾で製糖会社	衆議院議員	6回・政友会
山岡萬之助	理事、綱領及学則編制委員	1876	法学者、日本大学法文学部長、理事、元司法官僚		
松平順寿	理事	1874	伯爵、早稲田大学理事	貴族院議員	明治41年・研究会
牧野謙次郎	理事、教育課程編纂委員	1862	漢学者、早稲田大学教授		
藤山雷太	理事	1863	実業家、東京商業会議所元会頭		
船越光之丞	理事	1867	男爵、元外務官僚	貴族院議員	大正 5年・公正会
小橋謙三衛	理事	1866	会社重役	衆議院議員	3回・立憲国民党
小久保喜七	理事	1865	通信省参事官、政友会元政調会長	衆議院議員	5回・政友会
酒井忠正	理事	1893	伯爵、大木達吉秘書官	貴族院議員	大正12年・研究会

氏名	協会役職	生年	協会創立時(1923.2.)の職業、主な経歴	議員分類	議員経歴・所属
木下成太郎	理事・庶務部長・幹事長	1865	農業	衆議院議員	2回・政友会
下岡忠治	理事	1870	元内務官僚	衆議院議員	3回・憲政会
平沼淑郎	理事・綱領及学則編制委員・教授	1864	経済史学者、早稲田大学教授・元学長		
杉樫言長	理事	1865	男爵、神官	貴族院議員	明治23年・公正会
鈴木喜三郎	理事	1867	検事総長、司法大臣、日本大学理事		
浜口雄幸	監事	1870	元大蔵官僚	衆議院議員	3回・憲政会
粕谷義三	監事	1866	農業、衆議院元副議長	衆議院議員	9回・政友会
田所美治	監事	1871	文部省元普通学務局長	貴族院議員	大正7年・同和会
藤田四郎	監事	1861	元農商務官僚	貴族院議員	明治34年
中村進午	綱領及学則編制委員	1870	法学者、東京商科大学教授、早稲田大学元法科長		
松平康国	教育課程編纂委員	1863	漢学者、早稲田大学教授		
服部宇之吉	教育課程編纂委員	1867	中国学者、東京帝国大学教授		
市村環次郎	教育課程編纂委員	1864	漢学者、東京帝国大学教授		
内藤虎次郎	教育課程編纂委員	1866	東洋史学者、京都帝国大学教授		
狩野直喜	教育課程編纂委員	1868	中国哲学者、京都帝国大学教授・文学部長		
松井等	東洋研究部長				
北吟吉	比較研究部長				

注：(1) 出典は、『衆議院要覧(上)』(1917.6.)、『議會制度百年史衆議院議員名鑑』(1990)、『議會制度百年史貴族院・参議院議員名鑑』(1990)、その他の場合は『日本人名大事典』(1937)、『日本人名大事典現代』(1979)、葉郁彦『日本現代人物履歴事典』(2002)など。それでも不明の場合は、それぞれの人物の回顧録、自伝、伝記等から補足したり、当時の在職機関に直接問い合わせたものもある。

(2) 議員経歴・所属欄の貴族院議員の回数は1923年時点での当選回数を示す。

いてはまったく明示していない。先の牧野謙次郎の引用とともにこの出典つきの史料は、他で引用されている史料とは明らかに引用のされ方が異なっている。しかも、引用したことによって、内容上の不整合が生じる結果となっている。とすると、ここに一つの仮説が導きだされてくる。短い同一の節のなかで、引用部分は独自にその内容を展開する。地の文は引用された内容にお構いなく、勝手に論を展開する。とすると、出典を明記しない地の文と出典を明記した引用とは、別々の執筆者によって書かれているのではないのか。同一の章、同一の節が別々の執筆者によってである。しかし、いったいそんなことがあり得るのか。それが可能であることを説明し得るのは、これらの二つの引用文を削除した地の文がまずあって、それらに対してこれらの二つの引用が後から挿入されたのではないかという仮説である。そうでなければ説明がつかない。

3 「協会創立十周年記念誌」を丸写しした『五十年史』

(1) 40年前の「協会創立十周年記念誌」の丸写し

『大東文化大学五十年史』の奇妙な印象から出発して、その事実をふまえない記述や、そこで引用された史料のしかた、さらには史料と本文記述との不整合などを考えながら、大東文化学院の創立過程に関わる他の史料をあたっていくと、これらの二つの引用文をとりさった残りの部分は、実はそれとほとんど瓜二つの別の著作のものだったことがわかってくる。それはすでに触れた1932（昭和7）年の『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』である。実は『五十年史』は『沿革』の論理展開の枠組みと基本的な評価をそのまま踏襲し、その記述をほぼそっくり引き継いだものだったのだ。『五十年史』は『沿革』がそれぞれ章として構成していたもののうち、第一章から第四章までを節としてまとめて第一章とし、『沿革』にあった第五章と第六章を節にしてまとめて第二章とする構成となっている。そのほとんど

の記述は、『沿革』とほぼ同一の内容を丸写ししているだけである。

さすがに、『五十年史』の執筆にあたっては、まったく同じ文章表現をするわけにもいかず、その文章の一部を修正するという操作がなされている。

たとえば、『沿革』に次のような文章がある。第45議会での「第二次建議」についての衆議院委員会での審議をまとめた部分である。

「委員会に於いては、漢学には国体と矛盾せる点ありとの論に対し、漢学の正系は国家主義君主主義にして、漢学といふも我が国の漢学は日本に醇化せる漢学にして、明治十五年勅諭、教育勅語は言ふに及ばず、幼学綱要序によるも彝倫道德は漢学と最も契合する所あり。又我が国民の同化力は大なるものあるを以て毫も憂ふるに足らずと説けり。」⁽⁵⁴⁾

これとそっくりの文章が『五十年史』にある。

「委員会では、漢学には国体と矛盾せる点あるとの論に対し、漢学の正系は国家主義君主主義であって、漢学というも我が国の漢学は日本に醇化せる漢学であり、明治十五年勅諭、教育勅語は言うに及ばず、幼学綱要序によるも彝倫道德は漢学と最も契合する所がある。また我が国民の同化力は大なるものがあるので毫も憂うるに足らずと説いた。」⁽⁵⁵⁾

こうしたことは一般に何といわれているか。『広辞苑』に「剽窃」という言葉がある。それは次のような意味をいう。「(剽)はかすめとる意)他人の詩歌・文章などの文句または説をぬすみ取って、自分のものとして発表すること。

『他人の論文を一する』この言葉にもはや付け加えるものは何もない。

『五十年史』の『沿革』の「剽窃」は、次のような調子で続いている。

『沿革』の第五章大東文化協会の設立のなかに次のような文章がある。「第五回協議」を終えての記述である。

「以上数回の協議の結果、振興策の第一歩として漢学研究所を設置することとし、従来の此種の団体を一丸として一の母体を造り斯学の発展を計らむとせり。而して会名は東洋文化研究所其の他の意見出でたるも最後に大東文化協会と命名し、実行委員を挙げて政府と交渉を重ね著々建議の実現を期したり。」⁽⁵⁶⁾

『五十年史』の該当する箇所は次のようになっている。

「以上数回の協議の結果、振興策の第一歩として漢学研究所を設置することとし、従来の此の種の団体を一丸とした一つの母体を造り斯学の発展の計画をたてた。会名は東洋文化研究所其の他の意見が出たが、最後に大東文化協会と命名し、実行委員を挙げて政府と交渉を重ね着々建議の実現を期したのである。」⁽⁵⁷⁾

全文がほぼこうした調子で続いている。こういうものをなんと言ったらいいかは、すでに指摘したのもう繰り返したくもない。同一の歴史的な事実を対象とするのだから、その表現も似たようなものにならざるを得ないということもあり得る。また、戦前の「学院」施設が火災に遭って、学内に保存していた基本的な資料がほとんど存在しないという条件も考慮することもできる。しかし、『沿革』は1932（昭和7）年のものであり、『五十年史』はそれから41年後の1973年のものである。基本的な枠組みと記述がほぼ同一というのは、『五十年史』の編集スタッフの歴史の見方そのものが、1932（昭和7）年からほとんど変化していないということを示しているといわざるを得ないだろう。少なくともここには、『沿革』が指摘している論点を批判的に検証しようとする姿勢はみられない。自分たちで史料を探し、その史料に基づいて『沿革』の歴史的な記述を少しでも正確なものに書き換えていくという姿勢の欠如である。

『五十年史』が『沿革』を引き写したことの証拠として、『沿革』にはあるまじき人名の誤記の問題があることを指摘しておこう。『沿革』には3箇所の人名誤記がある。『五十年史』では余りに明白な部分を一箇所は訂正してあるものの、他の2箇所は『沿革』の誤記がそのまま記されている。『沿革』によれば、第44議会の「第一次建議」の賛成者58名のなかに「長崎與一衆議院議員」という名前が出てくる⁽⁵⁸⁾。また、「協会」の組織化の過程の第一回協議会への参加者21名のなかに「佐竹義成男」⁽⁵⁹⁾が、第三回協議会参加者として「荒川義一郎」⁽⁶⁰⁾がいることになっているが、当時の運動に関わった人物にはこうした名前の人物は存在しない。誤記である。

正しくは、「長峰與一衆議院議員」⁽⁶¹⁾、「佐竹義準男爵」⁽⁶²⁾、「荒川義太郎」⁽⁶³⁾である。『五十年史』での表記を見ると、このうち、「荒川義一郎」については付録の資料の第二回協議会出席者名簿に「荒川義太郎」⁽⁶⁴⁾となっているので、そのどちらが正しいか調べることができたのだろうか、訂正してある。しかし、「長峰與一」、「佐竹義準」については『沿革』の標記にそって「長崎與一」⁽⁶⁵⁾、「佐竹義成」⁽⁶⁶⁾とそのまま間違っ表記している。これらをたまたまの誤記が一致したとみるのはどうしてもできない。『五十年史』の執筆に際して執筆者が直接に史料にあたって確認しないまま、『沿革』を丸写しした結果としか言いようがない。ここからも、『五十年史』は『沿革』の丸写しであるということが断定できる。

(2) 戦前の歴史をそのまま美化する『五十年史』

以上具体的に見てきたように、『五十年史』は実は『沿革』をネタ本とし、それを丸写ししたうえで、いくつかの論点について新しい史料を付け加えたものであったことがわかる。繰り返しになるが、まとめていえば、それはまず第1に、『沿革』の構成と展開の丸写しであった。『沿革』が全体を六章で構成していたものを、章と節との構成につくりなおしたものである。そのうえに牧野謙次郎のものを7頁にわたって全文引用して新たな節としているので、章と節のくくりは見た目には違うように見えるが、扱っている内容とその論点、その展開のしかたはまったく同一といっている。また、『沿革』が「資料」部分が71頁分、本文記述がわずかに13頁分で構成されているのに対して、『五十年史』は「資料」が102頁分、本文記述が19頁（牧野の引用文を除いた本文記述）という割合の配分まで瓜二つである。

私が冒頭に書いたような、全体を通して文章の古臭さを感じたというのは、実はここに起因していたのだ。説明抜きの記述という問題もその理由がわかる。『沿革』にとっては、200人を越える人物についても、建議の性格や手続きなどの内容も周知の事実だったのだ。今さら説明したらそれこそくどくな

るような類のものだった。ましてや「十年史」でもない「創立記念誌」にはそんな説明責任は求めようもなかった。だが、その後の40年の経過と戦前・戦後の体制的な転換は、『沿革』が周知の事実としたことを歴史的な事実へと転化してしまった。最早説明なしには了解不能の情報へと化してしまったのだ。そのことがわからずに丸写ししてしまったことに、『五十年史』が予想もできなかった陥穽があった。

第2には個々の表現においても、「剽窃」としか言いようのない文章の一部手直しによる丸写しである。たしかに、文体と文末表現、個々の用語についても、既にみたように一部が手直しされている。だが、まったく新たに書き起こされた文章とはなっていない。あくまでも、『沿革』の記述を前提としての一部の修正に過ぎない。その結果、どうしても手の及ばない部分に古臭さが残らざるを得なかった。これもまた、文章の古臭さを感じさせる原因でもある。

『沿革』と『五十年史』が個人的な著作だとすれば、明らかに「剽窃」であり、これは法的には盗作という犯罪となるかもしれない。ただそれぞれの発行者の関係は、構成員と性格の変更があったとしても、同一の法人を引き継いだ関係にあるのだから、その法人内部での以前の文書を利用してどこが悪いと開き直す向きがあるかもしれない。だいたい「〇〇〇△△年史」などというものはそんなものだ。私もその点は認めるのにやぶさかではない。だが、もしそうであるとすれば、『沿革』を下敷きにした旨をはっきり明記すべきである。

しかし、『五十年史』のどこをみても、『沿革』については一言も言及されておらず、初めて読むものには『五十年史』の記述はオリジナルなものだと思わせてしまう。まるでできの悪い学生のレポートを読む気分である。こんなことを同じ大学の教員がしていたのかと思うと、不愉快な気分になる。著作権侵害だの盗作だのと法的な責任を問うよりも、本来オリジナルなものを創造すべき大学の研究者として、『五十年史』の執筆者たちの姿勢が問われるべき問題である。

第3には、『沿革』のまったくの丸写しではみっともないという意識もまた、

『五十年史』の執筆者たちにはあったのだろう。少しでも自分たちが見つけた史料を使いたかった。そこで二つの史料を貼り付けた。しかし、その試みは中途半端だった。その史料の内容が『沿革』の記述そのものと内容的に異なり、矛盾していることに気がつかなかったのだ。その結果、『沿革』を丸写しした地の文と、新たに引用した史料が示している内容とが矛盾することとなってしまう。牧野謙次郎の引用はそうした例だった。『東京日日』の引用はその記事の内容そのものが間違っていることがわからなかった。

これらは、新たな史料に基づいて記述しようとしたものとして、その姿勢自体は肯定されるべきである。しかし、なされるべきは、史料そのものに基づいて、『沿革』の記述全体を批判的に再検討することだった。史料は利用したものの、『沿革』の記述をそのまま丸写しにしてしまうという中途半端さのために、史料の内容と地の文が矛盾するという結果になってしまったのである。

こうして、『五十年史』は今私たちの前にその醜悪な姿を浮き彫りにして、さらけだしている。だが、『五十年史』の問題は以上の形式的な問題の醜悪さにはとどまらない。いや、それは問題の序の口でしかない。『五十年史』は『沿革』の論理と展開を修正し手直ししたり、一部の誤りを付加しつつ、基本的には『沿革』の論理と展開を踏襲しているために、実に重大な内容的な問題を孕んでいるのである。

4 『五十年史』の間違いの歴史的原因

(1) 「協会」執行部の業績を顕彰した「思い出文集」

1932（昭和7）年10月に刊行された『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』は、タイトルに反して「学院」のではなく、「協会」の創立10周年を記念して出されたものである。また、その性格は「協会」創立以来の「協会」・「学院」の「十年史」というようなものではなく、この10年間の「昔日を追憶」⁽⁶⁷⁾する当時の「協会」関係者の「思い出文集」の域を出な

いものだ。『五十年史』はどうしたわけか、この性格を勘違いして、何か「学院」の創立過程について歴史的な分析をしたものと誤解して、自らの歴史的な記述の部分について『沿革』をそっくりそのまま丸写しにするという誤りを犯してしまったのだ。

『沿革』の構成を見れば、それは明らかである。『沿革』は「学院」の創立過程を明らかにするという歴史的な視点から編集されたものではなかった。

『沿革』には、冒頭に本文に匹敵するほどの16頁にもわたる分量をさいて、「協会」の創立以来の功労者の写真、校舎のようす、「学院」開院式のもよう、開院以来の行事の写真などが掲載されている。そこでは「漢学振興ニ関スル建議」の立役者、歴代の正副会頭、学院長、現「協会」幹部など21名の人物の正装した顔写真が掲載されている。

ここにはどういうメンバーが選ばれているのだろうか。衆議院での三度にわたる「建議」の共同提出者は延べ21名いる。そのうち三回全てに名を連ねたのは、福井三郎、戸水寛人、毛里保太郎、木下成太郎、小橋藻三衛、佐々木安五郎、副島義一の7名であり、二回には大津淳一郎（1，3回）、川原茂輔（2，3回、以下同じ）、西村丹次郎、山本悌二郎、鵜沢總明、小久保喜七、佐久間啓荘の7名がいた⁽⁶⁸⁾。だが、これらの人物の全員が「立役者」として登場している訳ではないのだ。この14名のうちの5名、すなわち、戸水寛人、山本悌二郎、木下成太郎、佐々木安五郎、副島義一だけが「立役者」として顕彰されている。

念のために言えば、これら14名のうち、鵜沢總明、大津淳一郎の写真は歴代学院総長のページにある。だから、冒頭の「立役者」からは除いたというのかもしれない。しかし、木下成太郎、山本悌二郎は、「協会」現幹部のページにもう一回出てくる。とすれば、14名の立役者のうちから、他のページと重複するという理由で鵜沢總明と大津淳一郎をはずしたというのは、筋がとおらない。

この顔写真の選択と配置は、明らかに1932（昭和7）年当時の「協会」・「学院」にとってもつ意義と役割から選択されている。そういう視点から見てい

くと、冒頭のページでの5人の顔写真のうち、木下成太郎のものは5人の中心におかれている。写真の大きさは、木下成太郎と初代会頭で当時すでに物故していた大木遠吉伯爵のものだけが同じ大きさと、かつ他の人物のものよりも二回りは大きいものになっている。初代「協会」会頭の故大木遠吉伯爵と現幹事長木下成太郎だけは別格の扱いなのである。

そうなのだ。木下成太郎は、「建議」の「立役者」であるだけでなく、創立過程では直接に表には出てこないものの裏では必要な役割を果たし、「協会」創立後は当初は理事・庶務部長として「協会」運営の柱となり、1932（昭和7）年当時は理事・常任理事・幹事長として「協会」・「学院」の実質的な運営を一手に牛耳っていたのだった。その意味では彼の業績は他の誰よりも故大木遠吉伯爵に匹敵するものだった。つまり、この『沿革』は1932（昭和7）年当時の、「協会」・「学院」の木下成太郎や山本悌二郎らの執行部の「協会」創立以来の10年間の業績を顕彰するために作成されたものだったのだ。したがって、その目的にそって、彼らの業績を社会的に意義あるものとして権威づける限りにおいて、掲載される写真が選択されている。

(2) 「漢学振興」の「烽火」は「大正七年」に木下の手で点火されたのか

第2に『沿革』ではすでにみてきたように、第44議会での「第一次建議」の過程を、もっぱら当時当選二回目の北海道五区選出の政友会所属衆議院議員木下成太郎の動きを軸に展開している。繰り返しになるが、それは次のように記していた。「大正七年原内閣の成るや、木下成太郎氏等先ず東洋学芸の振興策に関して建言するところあり。之を烽火として本運動は順次に……」⁽⁶⁶⁾しかし、これらの建議の提出にあたっては、実は当時の議会における二大政党であった政友会、憲政会はもちろん、立憲国民党などからも共同提出者に加わっていたというのが実際のところだった。「建議」は「各派から代表者を出し衆議院各派の提案となって現れた」⁽⁷⁰⁾とは、木下自身も認めていたところだった。実際の賛成者に至っては、第45議会での「第二次建議」では憲政

表2 建議提出・賛同者

氏名	当選回数・所属会派	衆議院要覧記載職業	44	45	46
福井三郎	6回・政友会	元新聞記者	◎	◎	◎
戸水寛人	5回・政友会	弁護士、元東京帝国大学教授	◎	◎	◎
毛里保太郎	4回・政友会	新聞社社長	◎	◎	◎
熊谷直太	3回・政友会	弁護士、元判事	◎	○	○
木下成太郎	2回・政友会	農業	◎	◎	◎
吉良元夫	1回・政友会	醤油醸造業	◎		
大津淳一郎	12回・憲政会	新聞社元社長	◎	○	◎
小橋藻三衛	3回・立憲国民党	会社重役	◎	◎	◎
佐々木安五郎	3回・無所属	著述業、元新聞記者	◎	◎	◎
副島義一	1回・無所属	早稲田大学教授	◎	◎	◎
川原茂輔	9回・政友会	会社重役		◎	◎
西村丹次郎	8回・政友会	元新聞記者	○	◎	◎
山本悌二郎	6回・政友会	会社重役、台湾で製糖会社		◎	◎
鶴沢總明	6回・政友会	弁護士、明治大学教授・法学部長		◎	◎
小久保喜七	5回・政友会	逓信省官吏、新聞社元社長		◎	◎
高橋光威	5回・政友会	内閣書記官長		○	◎
佐久間啓荘	1回・憲政会	郡長		◎	◎
下岡忠治	3回・憲政会	元内務官僚			◎
浜田国松	6回・立憲国民党	弁護士、衆議院元副議長			◎
古島一雄	5回・立憲国民党	元新聞記者	○	○	◎
大口喜六	3回・立憲国民党	会社重役		○	◎
中倉万次郎	8回・政友会	農業、銀行元頭取	○	○	○
龍野周一郎	5回・政友会	会社顧問	○	○	○
天春文衛	4回・政友会	農業、会社重役	○	○	○
有馬秀雄	2回・政友会	銀行役員	○	○	○
高山長幸	2回・政友会	会社重役	○	○	○
土井権大	2回・政友会	農業	○	○	○
池田泰親	1回・政友会	農業、新聞社副社長	○	○	○
宜保成晴	1回・政友会	医師	○	○	○
日野辰治	1回・政友会	会社重役	○	○	○
前川虎造	3回・立憲国民党	元新聞記者	○	○	○
植場平	7回・政友会	大阪府元町村長	○		
遠藤良吉	5回・政友会	元県議、警察官	○		
清水市太郎	5回・政友会	弁護士、海軍大学元教授	○		
田中定吉	5回・政友会	会社重役	○		
東武	4回・政友会	農業、新聞社社長	○		
富安保太郎	4回・政友会	農業、銀行頭取	○		

氏名	当選回数・所属会派	衆議院要覧記載職業	44	45	46
岩本平蔵	3回・政友会	林業	○		
坪田十郎	3回・政友会	会社重役	○		
麓純義	3回・政友会	弁護士	○		
渡辺祐策	3回・政友会	鉱業	○		
石川玄三	2回・政友会	農業	○		
陣軍吉	2回・政友会	会社重役、朝鮮で警察官	○		
砂田重政	2回・政友会	弁護士	○		
長峰與一	2回・政友会	銀行重役	○		
萩亮	2回・政友会	農業、元内務官僚	○		
牧山耕蔵	2回・政友会	新聞社社長、朝鮮で鉱山経営	○		
吉原祐太郎	2回・政友会	農業	○		
石川善盛	1回・政友会	弁護士	○		
磯田衆三郎	1回・政友会	弁護士	○		
岩崎宗茂助	1回・政友会	医師、会社社長	○		
宇野勇作	1回・政友会	農業、銀行役員	○		
江崎幸太郎	1回・政友会	農業	○		
河崎清	1回・政友会	会社重役	○		
木村清三郎	1回・政友会	鉱業、新聞社社長	○		
久木田叶	1回・政友会	農業	○		
栗林五朔	1回・政友会	農業	○		
古林興六	1回・政友会	農業、銀行頭取	○		
崎山克治	1回・政友会	農業、会社重役	○		
島本信二	1回・政友会		○		
玉置良直	1回・政友会	林業	○		
塚原嘉藤	1回・政友会	弁護士、会社顧問	○		
仲田徳三	1回・政友会	農業	○		
中村清造	1回・政友会	酒造業	○		
野口忠太郎	1回・政友会	会社重役	○		
長谷川宗治	1回・政友会	農業	○		
花城永渡	1回・政友会	弁護士	○		
樋口伊之助	1回・政友会	元県議	○		
樋渡次右衛門	1回・政友会	農業	○		
深見寅之助	1回・政友会	会社重役	○		
本多貞次郎	1回・政友会	会社員	○		
益谷秀次	1回・政友会	元判事	○		
三浦権兵衛	1回・政友会	会社社長	○		
三好徳松	1回・政友会	鉱業	○		
向井倭雄	1回・政友会	元京都市助役	○		
山崎猛	1回・政友会	元新聞記者	○		

氏名	当選回数・所属会派	衆議院要覧記載職業	44	45	46
板野友造	2回・立憲国民党	弁護士	○		
近藤達兒	2回・立憲国民党	弁護士	○		
粕谷義三	9回・政友会	農業、会社役員、衆議院副議長		○	○
戸狩権之助	7回・政友会	会社元役員		○	○
原田十衛	5回・政友会	会社重役、元大臣秘書官		○	○
指田義雄	4回・政友会	弁護士、会社重役		○	○
長田桃蔵	2回・政友会	会社重役		○	○
河上哲太	2回・政友会	元新聞記者		○	○
北井波治目	2回・政友会	弁護士、会社役員		○	○
八田宗吉	2回・政友会	農業		○	○
三善清之	2回・政友会	元市長		○	○
市村貞造	1回・政友会	元新聞主筆		○	○
伊藤廣畿	1回・政友会	農業、銀行頭取		○	○
禰苗代	1回・政友会	弁護士、元小学校長		○	○
春日俊文	1回・政友会	会社重役		○	○
木下甚三郎	1回・政友会	農業、会社役員		○	○
佐藤寅太郎	1回・政友会	信濃教育会長		○	○
佐藤良平	1回・政友会	農業、会社役員		○	○
高草美代蔵	1回・政友会	会社役員		○	○
津野田是重	1回・政友会	元軍人		○	○
中島鵬六	1回・政友会	弁護士		○	○
中山佐市	1回・政友会	会社重役		○	○
波多野承五郎	1回・政友会	新聞社元社長		○	○
山本条太郎	1回・政友会	会社重役、三井物産元常務		○	○
浅野順平	9回・憲政会	農業、北陸新聞社長		○	○
斎藤宇一郎	8回・憲政会	農業、会社社長		○	○
鈴木久次郎	7回・憲政会	農業、会社社長		○	○
荒川五郎	6回・憲政会	日本大学元事務長		○	○
綾部惣兵衛	5回・憲政会	薬剤師、会社役員		○	○
添田飛雄太郎	5回・憲政会	元中学校長		○	○
武内作平	5回・憲政会	弁護士、大阪弁護士会元会長		○	○
山道襄一	4回・憲政会	元新聞記者		○	○
柴安新九郎	4回・憲政会	会社重役、元新聞記者		○	○
菊池良一	3回・憲政会	元貿易業		○	○
高田耘平	3回・憲政会	農業		○	○
頼母木桂吉	3回・憲政会	会社重役		○	○
平出喜三郎	3回・憲政会	商業、銀行重役		○	○
本間三郎	3回・憲政会	農業、剣道家		○	○
斎藤巳三郎	2回・憲政会	農業、会社社長		○	○

氏名	当選回数・所属会派	衆議院要覧記載職業	44	45	46
鈴木富士弥	2回・憲政会	弁護士、会社役員		○	○
吉田磯吉	2回・憲政会	鉱業		○	○
石井研二	1回・憲政会	会社重役		○	○
一柳仲次郎	1回・憲政会	貿易商		○	○
香川保忠	1回・憲政会	医師、会社役員		○	○
金沢安之助	1回・憲政会	農業、会社役員		○	○
金田平兵衛	1回・憲政会	農業		○	○
古賀三千人	1回・憲政会	会社重役		○	○
佐々木千秀	1回・憲政会	会社重役、		○	○
重松重治	1回・憲政会	商業、銀行重役		○	○
下田勘次	1回・憲政会	農業、銀行役員		○	○
鈴木周三郎	1回・憲政会	農業、銀行頭取		○	○
野田文一郎	1回・憲政会	弁護士、元判事		○	○
野呂丈太郎	1回・憲政会	農業		○	○
藤井啓一	1回・憲政会	弁護士、会社役員		○	○
松井鉄夫	1回・憲政会	商業、会社社長		○	○
村山喜一郎	1回・憲政会	林業		○	○
森山儀文治	1回・憲政会	弁護士		○	○
八並武治	1回・憲政会	弁護士、逓信大臣秘書官		○	○
手島鋏司	1回・憲政会	会社重役		○	
山移定政	1回・憲政会	弁護士、会社重役		○	
関直彦	9回・立憲国民党	弁護士、新聞社元社長		○	○
高柳覚太郎	4回・立憲国民党	弁護士		○	○
植原悦二郎	2回・立憲国民党	大学講師、元新聞記者		○	○
清瀬一郎	1回・立憲国民党	弁護士		○	○
倉石知蔵	1回・立憲国民党	運輸業、会社社長		○	○
星島二郎	1回・立憲国民党	弁護士		○	○

注：(1) 出典は44, 45, 46各回『帝国議会衆議院上奏建議決議動議質問』所収の「大正10年3月18日提出建議172号」「大正11年2月10日提出建議46号」「大正12年3月3日提出建議172号」。

(2) 当選回数、所属会派、職業は『衆議院要覧(上)』(1917.6.)による。ただし、他の資料から補足したものもある。

(3) 44, 45, 46、は各議会を示し、◎は建議の共同提出者、○は賛成者をあらわす。

会議員が多数加わり、また第46議会の「第三次建議」の場合には政友会よりも憲政党の方が多数を占めていた。それは別表2のとおりである。

そもそも当選二回の政友会の「若手議員」木下成太郎の個人的な力だけで、これほどのものが組織できるのだろうか。また、「第二次建議」の後には五度にわたって「協議会」が開催されているが、この第一回には貴族院からは研究会、火曜会、公正会、茶話会の各会派から、また衆議院からは政友会、憲政会、立憲国民党の各会派から、大臣経験者を含めてそれぞれの政党の中心的人物が参加している。この名簿は別表3のとおりである（ここでは『沿革』の名簿から、それぞれが果たした役割に即して四つに分類してある。ただし、既に指摘したような誤記は訂正してある。私の調査ミスがないことを祈っている。詳しい分析は別稿に譲る）。まさに木下成太郎をはるかに上回る当選回数を誇る「錚々たる」大物議員たちが集まっている。ここまで組織することが当選わずか二回の「若手議員」の個人的な力量で可能だったのだろうか。

たしかに、木下成太郎を中心として提出された衆議院での「建議」の採択が、国庫予算の支出を可能とし、最終的には大東文化学院の創設に決定的な役割を果たしたのは事実である。しかし、「建議」に至る過程全体が、木下の「大正七年」からの動きだけが軸となり、それが「烽火」の役割を果たしたのかどうかは、事実在即して検討してみなければならない。

『沿革』が「木下成太郎氏等先ず東洋学芸の振興策に関して建言ところあり」といっているのは、初代「協会」会頭となった大木遠吉が「学院」の開院式で木下成太郎の業績を賞賛した「大正七年原内閣ノ成立スルヤ同年十月木下成太郎佐久間鉄園二氏ノ尽力ニ依リ意見書ノ提出トナリ」⁽⁷¹⁾との記述の内容と重なっているものと思われる。こうした先駆的な動きが1921（大正10）年の「建議」に先行していたと、大木遠吉は木下成太郎の業績を「学院」の開院式というハレの場で高く評価していたのだった。

「大正七年」といえば、木下成太郎にとっては1912（大正元）年に衆議院議員に初当選したものの、その次の1916（大正4）年、1917（大正6）年の2回にわたる衆議院議員選挙に落選し、1920（大正9）年5月に再び当選す

るまでの雌伏の時期にあたる。当時の木下の主な政治活動の場は地元北海道にあり、木下は立憲政友会北海道支部長の職にあった。直接に国政に関わる政治活動を展開していたわけではけっしてなかった。『木下成太郎先生伝』でも、この時期の木下成太郎の活動を主に北海道を軸に叙述している。

大木の指摘に関連すると思われるものがそこにはたしかにでていいる。それは、1917（大正6）年から翌年にかけての動きとして、木下自身が「第四回協議会」で語ったとされるものが『協議会議事録』から引用されている。「戦後我国に及ぼす（欧州の文明の一尾花）波動に対抗すべき途を講じ、日本を闡明する必要ありと云ふとと（ママ）を感じ、当時野にあった原総裁を盛岡に訪ふて……盛岡に二晩泊り夜二時頃まで話したが纏まらず、……七年に至り政府に迫りたいと思ったが未だ時期がないと云ふので見合せ……」⁽⁷²⁾というくだりである。これらを引用した伝記の筆者は、これを「漢学振興提唱の由来」⁽⁷³⁾の一つのプロセスとしている。

また、1918（大正7）年11月に開かれた北海道政友会支部秋季大会では、木下の主導の下に「世界戦乱と思想激変の対抗策」として、以下のような決議を行っている。「一、国体の真髓を闡明し敬神崇祖の念を強固にし、而して国民思想の帰一を図ること。一、資本家対労働者・地主対借地人並に雇主対雇人の関係を円満ならしむべく適當の方策を立て、社会状態の向上を期すること。」⁽⁷⁴⁾以上が、大木が指摘した「大正七年」に該当すると思われる木下の活動にかかわる記述のすべてである。

亡くなった郷土の先輩政治家の業績を顕彰するために書かれた伝記にふさわしく、この伝記は木下の政治活動を事細かに記録し賛美している。また、木下はそうとうマメな性格だったようだ。彼は五回にわたる協議会の議事録を作成してそれを関係者に配布しているという。伝記に次のようなくだりがある。「同年七月五日第二回協議会（華族会館）に於ける議事に関し、成太郎はこれを印刷に付して朝野の有識者に配布（第三回以降も総て印刷配布）した」⁽⁷⁵⁾。「学院」が保存していた公的な記録が消失しているにもかかわらず、『沿革』に第二回協議会の議事録が収録され、今日私たちが史料として利用

表3 協議会参加者名簿

名前	分類	議員経歴・所属会派	生年	1922年4月当時職業・主な経歴	1回	2回	3回	4回	5回	1次	2次	3次
大木遠吉	貴族院議員	明治42年・研究会	1871	伯爵、司法大臣、(1922.6.鉄道大臣)	○	○	○	○	○			
榎本武憲	貴族院議員	明治43年・研究会	1873	子爵	○							
酒井忠正	貴族院議員	大正12年・研究会	1893	伯爵、大木遠吉秘書官	○	○						
近衛文麿	貴族院議員	大正5年・火曜会	1891	伯爵、日本青年会理事	○	○						
杉深言長	貴族院議員	明治23年・公正会	1865	男爵、神官	○							
佐竹義準	貴族院議員	大正4年・公正会	1868	男爵、元総督府官僚	○							
江木千之	貴族院議員	明治37年・茶話会	1853	元文部内務官僚、(1924.1.文部大臣)	○	○	○	○	○			
奥繁三郎	衆議院議員	8回・政友会	1861	弁護士、衆議院議長	○							
小川平吉	衆議院議員	7回・政友会	1869	官吏、弁護士	○	○	○		○			
高橋光威	衆議院議員	5回・政友会	1867	元内務官僚・元内閣書記官長	○						○	○
戸水寛人	衆議院議員	5回・政友会	1861	弁護士、東京帝国大学元教授	○					○	○	○
小久保喜七	衆議院議員	5回・政友会	1865	通信省参事官、政友会元政調会長	○	○	○	○	○		○	○
木下成太郎	衆議院議員	2回・政友会	1865	農業	○	○	○	○	○	○	○	○
大津淳一郎	衆議院議員	12回・憲政会	1856	元新聞社長	○					○	○	○
下岡忠治	衆議院議員	3回・憲政会	1870	元内務官僚	○							
犬養毅	衆議院議員	14回・立憲国民党	1855	元文部大臣	○							
古島一雄	衆議院議員	5回・立憲国民党	1865	元新聞記者	○					○	○	○
大口喜六	衆議院議員	3回・立憲国民党	1871	会社重役	○							
副島義一	衆議院議員	1回・無所属	1866	早稲田大学教授	○	○			○	○	○	○
北条時敬	貴族院議員	大正9年・同和会	1859	元学習院長、東北帝国大学元総長		○	○	○	○			
松平頼寿	貴族院議員	明治41年・研究会	1874	伯爵、早稲田大学理事				○	○			
船越光之丞	貴族院議員	大正5年・公正会	1867	元外務官僚				○				
和田彦次郎	貴族院議員	明治44年・交友倶楽部	1859	元農商務官僚				○				
阪本彰之助	貴族院議員	明治44年・同和会	1857	元内務官僚			○		○			
山本佛二郎	衆議院議員	6回・政友会	1870	会社重役、台湾で製糖会社		○	○		○		○	○
橋沢總明	衆議院議員	6回・政友会	1872	弁護士、明治大学元教授・元法学部長		○			○		○	○

名前	分類	議員経歴・所属会派	生年	1922年4月当時職業・主な経歴	1回	2回	3回	4回	5回	1次	2次	3次
中心的 実行委員												
佐久間啓庄	衆議院議員	1回・憲政会	1862	元広島県郡長					○		◎	◎
牧野謙次郎	漢学者		1862	早稲田大学教授		○		○	○			
松平藤国	漢学者		1863	早稲田大学教授					○			
江木衷	弁護士		1858	弁護士、東京弁護士会元会長		○	○	○				
市村瀆次郎	漢学者		1864	東京帝国大学教授		○		○				
内田周平	漢学者		1858	東洋大学教授		○	○		○			
三島復	漢学者		1878	二松学舎学長		○	○		○			
細田謙蔵	漢学者		1858	二松学舎元教授・理事		○			○			
荒川義太郎	貴族院議員	明治43年・茶話会	1862	元内務官僚		○	○					
浅田徳則	貴族院議員	明治36年・同和会	1848	元内務官僚		○						
沢沢栄一	貴族院議員	明治23年・無所属	1840	二松義会会長、国立銀行元頭取			○					
仲小路廉	貴族院議員	明治44年・同成会	1867	元司法官僚、元農商務大臣			○					
八条隆正	貴族院議員	大正4年・研究会	1883	子爵、元大蔵官僚			○					
中川良長	貴族院議員	大正10年・公正会	1876	男爵、元日銀勤務			○					
安達謙蔵	衆議院議員	8回・憲政会	1864	新聞社元社長			○					
松本洪	漢学者		1876	早稲田中学校教員			○					
三塩熊太	編集者			漢文普及会代表			○					
結城琢	漢学者		1868	月池吟社主宰			○					
菊池悟郎	歴史家						○					
稲垣太祥	貴族院議員	明治25年・研究会	1859	子爵、元宮内省御用係					○			
千秋季麿	貴族院議員	明治37年・公正会	1875	男爵、学習院教授					○			
小松謙次郎	貴族院議員	大正1年・研究会	1863	元鉄道大臣					○			
勝田主計	貴族院議員	大正3年・研究会	1869	元大蔵大臣、朝鮮銀行元総裁					○			
坂倉勝憲	貴族院議員	大正6年・研究会	1871	子爵、台湾で商社活動					○			
堀田正恒	貴族院議員	大正7年・研究会	1887	伯爵、元海軍省官僚					○			
上山満之進	貴族院議員	大正7年・同和会	1869	元農商務官僚					○			
大島健一	貴族院議員	大正9年・同和会	1858	元陸軍大臣、陸軍中將					○			
発起人の参加者												

名前	分類	議員経歴・所属党派	生年	1922年4月当時職業・主な経歴	1回	2回	3回	4回	5回	1次	2次	3次
笠井信一	貴族院議員	大正10年・交友倶楽部	1864	元内務官僚		○						
粕谷義三	衆議院議員	9回・政友会	1866	農業、衆議院元副議長		○					○	○
岩崎勲	衆議院議員	3回・政友会	1876	弁護士、会社社長		○						
石井三郎	衆議院議員	1回・政友会	1880	元銀行員、対外同志会主管		○						
佐藤寅太郎	衆議院議員	1回・政友会	1866	信濃教育会長		○					○	○
津野田是重	衆議院議員	1回・政友会	1873	元陸軍少将		○					○	○
山本 桑太郎	衆議院議員	1回・政友会	1867	会社重役、三井物産元常務		○					○	○
春日俊文	衆議院議員	1回・憲政会	1873	会社重役		○					○	○
浜田国松	衆議院議員	6回・立憲国民党	1868	弁護士、衆議院元副議長		○						◎
塩沢昌貞	経済学者		1870	早稲田大学学長		○						
黒板勝美	漢学者		1874	東京帝国大学史料編纂所教授		○						
塩谷温	漢学者		1878	東京帝国大学教授		○						
工藤一記	漢学者		1853	宮中顧問官、学習院元教授、		○						
西村時彦	漢学者		1865	宮内省御用掛		○						
岡田正之	漢学者		1864	学習院教授		○						
長尾楨太郎	漢学者		1864	東京高等師範学校元教授		○						
池田四郎次郎	漢学者		1864	二松学舎教授		○						
川合孝太郎	漢学者		1864	早稲田高等学院教授		○						
川田瑞穂	漢学者		1879	雑誌編集者		○						
野崎辰巳	漢学者		1892	早稲田中学校教員		○						
堀内伊太郎	実業家		1868	浅田船本店主、元東京府議		○						
菊地長四郎	実業家		1868	呉服商		○						
松山忠二郎	新聞記者		1869	東京朝日新聞編集局長		○						
土肥慶蔵	医師		1866	東京帝国大学医学部教授		○						

注：(1) 出典は、『衆議院要覧(上)』(1917.6.)、『議會制度百年史衆議院議員名鑑』(1990)、『議會制度百年史貴族院・参議院議員名鑑』(1990)、その他の場合は『日本人名大事典』(1937)、『日本人名大事典現代』(1979)、秦郁彦『日本現代人物履歴事典』(2002)など。それでも不明の場合は、それぞれの自伝、回顧録、伝記等で補足したり、当時の在職機関に直接問い合わせたものもある。

(2) 『沿革』所載の名簿を基に、再構成してある。第1のグループは第1回参加者で議會各派代表の性格の強いもの。第2、第3のグループは第3回以降も出席し、実質的な議論に参加している者、第4のグループは第2回のみの出席者で、主旨への賛同の意志を示しただけの者。

(3) 1, 2, 3, 4, 5は各回の協議会で○は出席を示し、1次、2次、3次はそれぞれの建議への関わりを示す。◎は共同提出者、○は賛成者を表わす。

(4) 議員経歴・所属党派欄の年号は、貴族院議員は就任年度、衆議院議員は回数(1922年時点での当選回数)を示す。

できるのも、こうした木下の用意周到な活動の故である。そのためか、伝記には木下が提出した意見書、発言などはその全文が引用され、その背景と意義が詳しく記されている。

これほどまでに記録にこだわる木下のはずなのに、「大正七年」の「意見書の提出」は伝記には記されていない。もちろん、伝記作者が書いているように、「大正年間火災のため焼失」⁽⁷⁶⁾した史料も多いという。伝記に書かれていないのはそのためかもしれない。また、木下成太郎に関する史料が未だに埋もれているために、確認できなかったということもあり得る。

しかし、くりかえすが、当時の木下の政治活動の舞台は国政の場ではなく、北海道にあった。首相に就任以前の原敬との話も盛岡でのものである。しかも、その話し合いはなんら具体化されないままに終わっている。だから私にはどうしても、国政にかかわって木下が「意見書を提出」し、これが国政に影響を与えたとは思われない。したがって、何かの機会に木下がこれらのことを大木遠吉に語ったことがあり、そのことを大木遠吉が「建議」と関連づけて公式の場で木下成太郎の業績を誇張して賛美したというのが、先の「祝辞」での言及のほんとうのところだったのではないかと思われる。『沿革』が指摘している「烽火」の元とはこんなことではなかったのか。

木下自身にしても、「建議」までの経過については、次の二つの流れがあったことを指摘していた。一つは先の原敬との協議の延長として「之が実行方法に就て相談したが色々な意見出でて纏まらず、八年も小田原評定に終り、九年に至り其の進むべき途に就につき原総裁と段々話をしたが……之（漢学者—尾花）を養成する機関を拵へたいと云ふので、時の内閣書記官長高橋光威君、その他有志とも色々研究して居」⁽⁷⁷⁾たというのである。たしかに相談はなされていた。ここでは、政友会の原敬総裁（既に首相になっていた）との一定の合意にたつて、内閣書記官長高橋光威をも含めた検討がなされていたというのである。つまり、議会や政党のレベルを越えて、政府機関の窓口との間で、「漢学者を養成する機関」について政治的にどう実現するかが話し合われていたのだった。これは、首相就任以前の原敬との盛岡での会談とは

比較にならない、国政の舞台での議論であり、政治的には以前の話し合いとは天と地ほどの大きな違いがある。しかし、この「研究」は政策的に実現するための具体化方策を煮詰めるまでには至らなかったと言っているのである。これではうちの根回しに過ぎない。これだけでは事態は進展しなかったのである。

それに対して、もう一つの動きが顕在化してきた。木下は先の引用に続けていっている。「民間学者側にもそう云ふ話があつて、之を衆議院議長奥繁三郎君の所に昇ぎ込んだ。其結果奥君より自分等に紹介され、議長宿舎で在朝・在野の有志者会合が催されたのは同年十一月頃であつた。それでどうして(どのようにしての意—尾花)此問題の旗上げをするが(か—尾花)名前は何か等々に就き、十一月・十二月及十年一月に亘つて相談を遂げ、漢学振興の建議案を提出することになった。問題が既に政党・政派を超越したる所のものであるから、各派から代表者を出し衆議院各派の提案となつて現れたのである。」⁽⁷⁸⁾

この引用にみるように、それまでの木下たちの動きはたしかに「建議」の提案にむけての一つの流れであり、うちの根回しがおこなわれていたことは事実であつた。しかし、この引用から確認できるのは、第1にそれらの動きだけでは「建議」提出へと具体化される展望が開かれなかつたことである。第2にその具体化を可能としたのは奥衆議院議長を仲立ちとした「民間学者側」との連動した動きによってであるということだ。第3にこれらの「有志者会合」は「在朝」すなわち政府内の動きとも連動し、議会内の各会派の「政党・政派」を超えておこなわれていったのであり、「各派から代表者を出し」ての各派の共同提案として「建議」が提出されたのである。第4に少なくとも3ヶ月にわたって、最低月一回以上の会合がもたれていたことがわかる。こうした動きは先に指摘したように、この会合そのものを組織化して、以後の運動の母体とする方向に話し合いへとすすめられていったのであろう。ここでは木下はそこまでは語ってはいないが、その推測は「第一次建議」の成立直後の時期に東洋文化学会が設立されたことによつても実証される。

したがって、「民間学者側」の動きや奥繁三郎衆議院議長の役割、さらには議会内の各会派の共同した動きなどを捨象して、あたかも木下の動きだけによって「建議」が成立したかのようにとらえるのは、明らかに間違いである。ましてや、「大正七年」以降一貫して続けられた木下たちの動きを「烽火」と評価するのは問題外である。それがなかったとはいえないとしても、それは「烽火」の火を点じるまでには至らなかった。「烽火」とは行動への檄である。広く社会的にその存在を示し、行動の内実を示すものでなければならない。その意味では「烽火」は不発だったのだ。

これらの経過については、先の『大東文化学院要覧』は「学院」の公式見解として、次のように記している。すなわち、「我カ国未曾有ノ思想的乱調」に対して「朝野の識者ハ深く憂慮禁セサルモノアリ、此時弊ヲ救治シ道綱ヲ維持スルノ途ハ、我カ建国以来扶植培養セル本邦固有ノ文化ニ立脚シ、時世ノ進運ニ伴ヒ益々之カ煥発宣揚ヲ期スルノ要アリヘキヲ思ヒ」⁽⁷⁹⁾、「建議」が上程されたのである。ここでは、「朝野の識者」が主体となっている。けっして木下成太郎個人の役割は強調されていない。

この『要覧』は「学院」が公式に発行したものである。木下は「協会」の幹事長ではあっても、「学院」の運営には直接には与ってはいない。むしろ、「学院」の教員たちの側には木下が「学院」のことに対して、「協会」幹事長の権限以上に容喙するのをはばかる雰囲気すらあった⁽⁸⁰⁾。『沿革』は発行期日から見ても、明らかに「学院」の創立十周年を記念したものではなく、「協会」の創立十周年記念誌であり、その内容も「協会」側からのものであり（実際に「協会」の記述は詳細であり、「学院」のそれは既に指摘したように肝心のことが記されていないのはそのためだ）、「協会」幹事長である木下成太郎の存在を無視しては、その意味を理解することができない。その意味からも、「協会」と「学院」の創立の過程の記述には事実以上に木下の思惑が働いており、そこからみた経過の説明となっていると言えるのである。『沿革』の経過についての記述は、「学院」の公式の見解の大枠を下敷きにしてはいるものの、木下の業績を誇大に美化して挿入したものだだったのである。私たちはこ

これらの挟雑物を剥がしとり、史料に即して大東文化学院の歴史的な実像を解明していかなければならない。

(3) 肝心な事実を明らかにできない「資料」集

『沿革』は100頁以上を費やし「付録」として「資料」を収録しているが、この「資料」はきわめて恣意的に選択されており、これらの「資料」からだけでは、大東文化協会や大東文化学院の歴史的な事実関係やその本質は明らかにすることはできない。『沿革』には議会関係の史料が掲載されているが、これも実際の「建議」の処理過程を網羅しているものではない。それぞれの「建議」については、衆議院本会議での「建議」の提案とその説明、その審議がまずあり、それが委員会に付託される。委員の選出と委員会での審議、さらにそれが再び本会議に報告されて最終的に採択されるというプロセスを経る。

既に注25で指摘したように、国会図書館議会官庁資料室には、それぞれの「建議」について、これらの一連の史料が今でも保存されている。『沿革』は「建議」に対する「満場一致」だけを強調して、あたかも「建議」に対する批判すらなかったかのような意味を込めているが、これは事実と反する。本会議においても委員会においても、議会のなかでは「建議」に対する批判の意見も出され、それは「帝国議会議事録」に記載されている。これらを見ていくと、「建議」への批判の議論から、逆に「建議」のもっている意味も明らかになってくる。

さらに『沿革』に欠落している重大な問題がある。すでに指摘したように、「漢学振興運動」は中学校の国語漢文科からの漢文の削除に反対するところから始まっている。ところがこの運動は、漢文の削除という中学校の教育課程のあり方に関することがらを、「漢学」一般を社会的、文化的に振興する課題を政治的に実現するという運動へとすりかえていった。

第44議会で議論されていたのは、その意味での「漢学」一般の振興であっ

た。それは建議案の「漢学ハ古来我カ邦ノ文化ニ貢献シ国民思想ノ涵養ニ資益セシ所大ナルモノアリ而シテ今後亦之ニ待ツ所少シトセス之カ振興ノ途ヲ講スルハ刻下ノ急務ナリトス依テ政府ハ之ニ関シ適當ノ方法ヲ施サレムコトヲ望ム右建議ス」⁽⁸¹⁾との文言に照らしても明らかである。また、賛成意見を述べた戸水寛人が儒教だけでなく、「孫子」までも含めて「漢学」の必要性を強調していることからもしっかりしている⁽⁸²⁾。

そして、その「漢学」一般の振興は、第45議会での「第二次建議」の審議の過程で「日本化サレタル漢学」(副島義一)⁽⁸³⁾に修正され、さらに、第46議会での「第三次建議」の衆議院の通過後の貴族院においては、「我国体ニ醇化シ祖宗列聖ノ遺訓タル皇道ヲ輔翼セル漢学即チ儒教」(江木千之)⁽⁸⁴⁾へとさらに質的に修正されていった。最終的には、大東文化学院の学則とそれを具体化した学科課程は「国体に醇化せる儒教」にとどまらず、「皇学」をも独自に強調しそれを教育課程のもう一つの軸とするに至る⁽⁸⁵⁾。実はこうした振興すべき当のことがらは二重に修正され、中学校の漢文化廃止反対という論点からすれば、三重にその目的が転換されていったのだった。しかし、『沿革』はこれらの過程をきわめて予定調和的に描き出し、それが当初から志向されていたかのように描き出している。

こうして、当初中学校の漢文科廃止問題から出発した「漢学」振興運動は、その目標が、「漢学」一般から「日本化サレタル漢学」へ、さらに「我国体ニ醇化シ祖宗列聖ノ遺訓タル皇道ヲ輔翼セル漢学即チ儒教」へと転換していき、「学院」の教育課程においては、最終的には「皇道」そのものを学ぶための「皇学」と「国体に醇化した儒教」とが並立するものとなっていった⁽⁸⁶⁾。この過程を明らかにし、その思想的な意味を解明するのはもはや本稿の課題を超えているが、少なくとも、『沿革』にとってはそんなことはささいなことがらであり、問題にもならなかったのだろう。

こうした過程は、『沿革』が収録している「資料」だけからでは明らかにならない。たとえば、第45議会での本会議での山本悌二郎と副島義一の提案説明と「賛成演説」は掲載しているものの、本会議での中野正剛の批判演説、

さらには委員会におけるさきの議論のようすは一切「資料」として収録せず、さりげなく一言言及しているに過ぎないからである。『沿革』が収録している「資料」からは、かろうじて、第44議会での「第一次建議」について、それが「漢学」一般の振興に過ぎなかったことがわかるだけだ。

ここからも、『沿革』は創立後十年の経過をふまえてその創立過程を歴史的に検証し評価するという歴史的な関心から史料を収録したり、創立の過程を記述しているのではないことがわかる。『沿革』はもっぱら当時の執行部の業績と、それがいかに多くの人士の社会的な支持の下におこなわれてきたのかを顕彰するための、「思い出文集」に過ぎなかったのだ。

こうして、『沿革』は当時の木下成太郎を中心とした大東文化協会の執行部の業績を顕彰するために作成されたものであったことが明らかとなる。そのために、『沿革』においては、第1にそのために歴史的な事実関係の意図的な隠蔽と歪曲が行われていたこと、第2にそのために関連した人々を記載するにあたって恣意的に選択されていること、第3に収録されている「資料」そのものも歴史的な史料としては極めて恣意的なものだったことが明らかとなる。

『沿革』は「協会」の理事会の名簿も、「学院」の設立目的や学則、出発時点での教育課程、教員構成などについても、具体的には一切示さない。奇妙なことに、第六章大東文化協会の設立の章は、もっぱら五回にわたる協議会の参加者のリストを2ページにもわたって記すことにページ数のほとんどを割きながらも、それ以外には「協会」の規約第一条の引用に6行、事実経過の説明にはわずか9行をさいているだけである。その歴史的な意義の説明や理事会がどのように構成されたのかは一切記していない。また、第七章大東文化学院の創設では、大東文化学院の創設目的が「本邦固有ノ 皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシ東洋文化ニ関スル教育ヲ施スヲ以テ目的トス」と示されているものの、その意義については一言も触れず、もっぱら「学則制定の由来」と「学院綱領並学則編制委員会」のリスト、開院式のようすなどがわずか1ページで書かれているだけである。「学院」の「十年史」であれ

ば当然書かれるべき、肝心要の学則の詳細、教育課程の内容、教員の構成などは何にも書かれていない。教員については「教授には斯学の権威者を集めて燦然漢学の大本山たるの観を呈せり」⁽⁸⁷⁾と抽象的に結論づけるだけである。

かくして『沿革』を読んで明らかになるのは、議会を中心とした関係者の関わりのおよび、協議会の参加者のリストを示して如何に彼らへの社会的な支持が広がっていたのかを誇示している内容だけである。それらを主導してきた木下成太郎はそれらの錚々たる社会的な人士の中心に存在し、その主導の下に「本邦固有ノ 皇道及国体ニ醇化セル儒教ヲ主旨トシ東洋文化ニ関スル教育ヲ施スヲ以テ目的トス」る大東文化学院が設立されたという事実だけである。当事者にとっての「学院」の創設の意義も、当時の社会におけるその意義や果たした役割についても一切言及されず、その目的のもとにどのような「学院」が具体的につくられていったのかも不明である。もっぱら、現にある「学院」の設立母体である「協会」の運営を担っている木下成太郎、山本悌二郎らの執行部の業績が顕彰されるだけである。

もちろん、そういう『沿革』が当時作成されたということ自体は、当時の「学院」の執行部の認識や想いがそこにあったという事実が『沿革』に反映されているという意味で、たとえ恣意的なものであってもそれが歴史的な意味をもっているということだけはたしかである。

5 「漢学」一般から「国体に醇化した儒教」への転換の意味

(1) 戦前の亡霊＝『沿革』からの脱却を

今まで検討してきたような問題をもっている『沿革』を、『五十年史』の作成にあたって、あたかも歴史的な文書であるかのように扱ってそっくり丸写しし、『五十年史』の創設過程の歴史的な記述に代えているのが、『五十年史』なのであった。『五十年史』の執筆者たちにとって必要なことは、第1にそれを丸写しすることではなく、『沿革』そのものを一つの史料として扱い、他の

関連史料への検索の一つの手がかりとして位置づけること、そして、第2に『沿革』に欠落している史料を独自に発掘し、それらをもとにした史料批判をとおして、『沿革』の叙述そのものを批判の対象として新たに書き改めることであり、新たな歴史的な叙述を展開することだった。

残念ながら、『五十年史』ではこうしたことが一切行われていない。いくつかの論点についてそれがおこなわれてはいるものの、それらのほとんどは『沿革』を批判的に書き改めることを放棄したために、『沿革』の丸写し部分と整合しないばかりか、まったく別の事実が並立されたり、歴史的にも重要な論点で誤りを犯すなど、惨々たる破産的な結果となってしまった。

本稿ではほとんど触れられなかったが、大東文化学院の創設過程に関しては、『七十年史』もまた『五十年史』のまったくの引き写しであり、したがって、『沿革』の引き写しとなっている。したがって、本学の「正史」は、1980年代にあっても、依然として1932年の『沿革』のレベル、すなわち、創立過程に関わった木下成太郎、山本悌二郎らの一部の人たちの業績を顕彰する視点から創立過程を描き出すこと、そのことによって総合的な視点を放棄していること、さらに彼らの業績を正統化するという極めて偏った戦前美化の一つの形態にとどまっているのだ。

ところが、いったいどこに目をつけているのか、『大東文化大学七十年史』編集責任者(?)は次のように、『五十年史』を賛美してやまない。「学園史をひもとくまでもなく、長い年月の間に培われた伝統と遺産の重みを感じる。とくに、1973年の50周年の節目を迎える時に編纂した、学園の正史『大東文化大学五十年史』(A5版・1122頁)は、創設に至る経緯をはじめ、多くの資料を収集しているだけに、その感を一層強いものにしてくれる。」⁽⁸⁸⁾

まさか、『七十年史』の執筆者は、『五十年史』が戦前の『沿革』をそっくり引き写していたものだったとは思ひもしなかったのだろう。ちなみに『七十年史』の創立過程の記述もまた、『五十年史』をそっくり引き写したものであったのであるが。編集責任者はそんな細かいことまで関知しないとでもいうのだろうか。こうして、『七十年史』もまた『五十年史』が犯した誤りをその

まま踏襲している。『七十年史』の執筆者の立場からは、『五十年史』は絶賛に値するものだったのだ。

しかし、考えても見よう。『七十年史』は『五十年史』の誤りをさらに拡大して、『東京日日新聞』の記事だけで「協会」の創立を語っていたことは既に指摘したところだった。その結果、「学院」にとっては初代「協会」の会頭であった故大木遠吉に匹敵する功績をもっていた鵜沢總明、山岡萬之助、鈴木喜三郎らを理事会名簿から平然と除外する結果となっている。これは、「学院」の功労者に対して礼を失したことにはならないのだろうか。功績のあった先哲への礼を失することは、儒教本来の教えにも反することではなかろうか。「学院」の功労者へのこうした無礼な結果をもたらしたのは、『五十年史』が『沿革』を引き写し（もちろん、部分的に新しい史料を使おうとしたもののそれにも失敗したことは既に述べた）、その『五十年史』をまた『七十年史』が引き写したからに他ならなかったのである。

『沿革』が書かれた1932年と『五十年史』が刊行された1973年の間には、たんに40年の歳月が横たわっているだけではない。大東文化学院へ国庫財政の支援を与えていた天皇制国家の国家体制そのものの崩壊、さらには総じてそれらの体制を否定した日本国憲法の成立による国民主権の国家体制への転換という、歴史的な大転換が存在している。一方で大東文化学院の初代学長を務めるとともに、他方で国本社という政友会の院外右翼団体を創設した平沼騏一郎はその後首相にまでのぼりつめたものの、アジア・太平洋戦争の遂行責任を問われ、東京裁判で絞首刑の判決を受けている。大東文化学院は、日本国憲法の制定後、それに基づいて制定された教育基本法・学校教育法による新制大学として再出発せざるを得なかったのだ。

こうした戦後の政治・教育の転換にもかかわらずそれを無視して、『沿革』の亡霊が依然として生き続けている。その亡霊は『五十年史』『七十年史』などの本学の「正史」と、その誤りを直視せずに主観的に「東西文化の融合」なるとらえ方によって大東文化学院の「建学の精神」を美化している『自己点検報告書』とそれを盲信する一部の人たちを、がんじがらめに呪縛してい

る。『沿革』を出発点とした、史料に基づかずに「学院」の歴史を語ることの連鎖は、最早一刻も早く断ち切られなければならない。

(2) 『五十年史』が見落とした最大の間違い

最後に今後検討すべき論点を結論的に述べて、本稿を閉じたい。『五十年史』には、どうしてもふれておかなければならないオリジナルな誤りもまたあったのだ。『沿革』をそっくり引き写した『五十年史』は、『沿革』の誤りをそのまま踏襲しているだけではなかった。「思い出文集」での誤りに更に独自の誤りを付け加えてもいたのだった。

それは、『沿革』にはなかった論点であるが、「国体に醇化した儒教」なる規定が「第一次建議」以前の段階からあったかのように記述している点である。すなわち、既に何回かふれた箇所ではあるが、第一章第一節の東洋文化振興の由来の部分で、「木下成太郎氏は先ず東洋学芸の振興策に関して建言するところがあった。すなわち、我が国体に醇化した儒学を振興し……」⁽⁸⁹⁾というくだりが『五十年史』に記されている。この記述は、「漢学振興運動」が二回にわたってその課題を限定されていった過程を一切捨象し、「第一次建議」の当初から「国体に醇化した儒学」の「振興」が目指されていたとするものだ。だが、これは史料にも基づかず、勝手に自らの思い込みを書いているものに過ぎない。

結論的にいえば、当時にあつては、たとえ保守的国粹的な政治家たちの思い込みではあっても、「漢学」一般の振興という課題はけっして権力側の受け入れられるところとはなり得なかった。「漢学」はまさに「国体に醇化された」限りにおける「儒教」と限定されてこそ、権力の受け入れるものとなり得たのだ。

「漢学振興運動」に先立って提出された臨時教育審議会の建議があるが、これは「漢学振興運動」のような「下から」の動きではなく、権力内部の文教政策作成過程での議論であった。臨時教育会議は1919（大正8）年1月17日に「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」を行っているが

(ここでの「建議」は法的行為としてのそれではなく、会議としての決議という一般的な性格だった)、そこでは「国体ノ本義ヲ明徴ニシ」との課題を掲げ、その理由書のなかで「国体ノ本義ヲ明徴ニスルニ於テ最モ必要ナル事項ハ皇学研究ノ為ニ適当ナ施設ヲナスニ在リ宜ク帝国大学其ノ他適当ノ学校ニ於テ皇学講明ノ方針ヲ確立シ以テ建国ノ由来ヲ明ニシ国体ノ根基精髓ヲ理会セシムヘキナリ」⁽⁹⁰⁾と、そのための方策を提起していた。当時の文教政策側にとって、弛緩した国家体制とそのイデオロギー的な混迷を打開するために求められていたのは、「漢学」ではなく、まさに「皇学」そのものだった。

こうした文教政策的な準備を図りつつあった当時の文部省にとっては、「漢学」一般の振興という課題はどうも受け入れられるものではなかった。しかし、政府部内の現職大臣をはじめとして元司法・法務・内務関係の元閣僚や高級官僚と在野の漢学者たちを巻き込んだ「漢学振興運動」はそれまでになんか力を発揮してきたために、それを無視することもまたできなかった。そこで、文部省を含めた権力側はその流れを「国体に醇化した」限りでの「儒教」へと限定して利用し、それをてことして「皇学」そのものの振興を図る流れの回路を設定して斬り返していった。その意味で、臨時教育会議の議論で中心的な役割を担った江木千之が、貴族院において最終的に「我国体ニ醇化シ祖宗列聖ノ遺訓タル皇道ヲ輔翼セル漢学即チ儒教」との限定を提起しそれでの合意を形成していったことは象徴的だった⁽⁹¹⁾。

この「漢学」一般から「国体に醇化した儒教」への二重三重の修正・限定(私は転換とさえよびたい)は、実はもう一つ別の場でも進行していた。「第一次建議」の結果として結成された東洋文化学会は1921(大正10)年4月の時点では、会規に「本邦碩学の洗練を経たる漢学儒教」の振興との目的を謳っていた。しかし、「第三次建議」の議決と江木千之の提起による「我国体ニ醇化シ祖宗列聖ノ遺訓タル皇道ヲ輔翼セル漢学即チ儒教」への転換という事態を目の当たりにして、議会での議論と並行するかのようになり、東洋文化学会はその会規を修正せざるを得なかった。すなわち、東洋文化学会は1923(大正12)年4月の評議会において、その会規を「本邦碩学の洗練を経て、皇道

の輔翼たる儒教」⁽⁹²⁾へと改正している。

そこでは改正の理由を「我等の所謂儒学は支那の儒学其の儘のものでなく、我が国体に醇化し皇道の輔翼となれるものであり、又漢学といっても老莊楊墨の如き諸家の学派をも包含するものでなく、孔子の教其の物でありますから、其処に疑の起らぬ様に字句を修正しました」⁽⁹³⁾と述べていた。みられるように、学会の目的を規定した文章のうちの「漢学儒教」から「漢学」の語が削除され、「漢学」一般ではなく「儒教」へと純化され、さらにそれは「国体に醇化し皇道の輔翼となれる」儒教との限定を敢えて付されたのだった。こうして、議会の外にあって一連の「建議」策定の社会的な基盤をなした東洋文化学会にあっても、もはや「漢学」一般の振興はありえず、「皇道の輔翼」としての「儒教」が振興の目的へと転換されるに至ったのである。この転換の意味は大きい。現実的であればあるほど、「漢学」者たちがこうした転換を選択せざるを得ないのが、この時点での歴史的な状況だったのである。この問題の詳細な検討は別稿に譲らざるを得ない。

かくして、大東文化協会・大東文化学院の創設は、臨時教育会議が敷いた「皇学」振興の路線を「国体に醇化した漢学」が補強しつつすすめていく方向性の確立の画期となったのである。『五十年史』の執筆者はこれらの全体的な動向がわからなかったために、「漢学」一般の振興と「国体に醇化した儒教」の振興との質的な違いを問わないまま、修正し転換された結果が当初から存在していたかのようにとらえる誤りを犯したのだった。

大東文化協会と大東文化学院の創設は、支配的なイデオロギーの一つが「漢学」一般から「国体に醇化した儒教」へと転換していくターニング・ポイントに位置している。それ故に、大東文化学院と大東文化協会の創設の意味の解明という課題は、1960年代から政治思想史研究者たちの関心を集めてきた。伊藤隆は大東文化協会が創設された1923（大正12）年を「日本ファシズムないしは昭和維新運動の生誕期」ととらえて、「臨時教育会議→漢学振興に関する建議→大東文化協会の結成という流れは、第一次大戦中および後の新しい状況に対する一つの対応の型の形成過程」⁽⁹⁴⁾と規定して、大東文化協

会の特徴を「アジア主義（反白人主義・反欧米主義）および皇道主義（反民主主義・反共産主義）」という主張を強く持ち、それゆえに民間右翼との結びつきも強⁽⁹⁵⁾いものであると指摘していた。また、橋川文三も「大東文化協会に結集した保守主義的な政治家、学者たちの思想」を「要するにアジア主義（反欧米・白人主義）と皇道主義への収斂を思わせる」⁽⁹⁶⁾ものであるとも指摘していた。

「正史」を是とするものも、本学の建学の精神を「東西文化の融合」に求めるものも、ともにこうした指摘にどう答えるのか。私たちはこうした指摘に対してあまりにも鈍感ではなかったか。私たちは本学の構成員として、遅まきながらこれらの指摘に真っ向から答えることが求められている。

本稿で私が意図したのは、『大東文化大学五十年史』や『大東文化大学七十年史』のように『沿革』の呪縛にとらわれるのではなく、それを断ち切って、本来の歴史的な実像を明らかにしてその意味を問うための歴史的な作業への飛躍のための地平を切り開くことだった。本学の歴史を明らかにするには、『沿革』や『五十年史』『七十年史』の問題点の批判から始めざるを得なかったからだ。本稿では『沿革』や『五十年史』『七十年史』の問題点を明らかにし、本格的な批判のための基礎作業を果たしたに過ぎない。内容的、思想史的な検討はすべて今後に残されている。非力ではあるが、今後とも継続してこれらの作業を進めていきたい。

（本稿の作成に際しては、史料の収集にあたって大東文化大学図書館の職員の方々の絶大なるご協力をいただいた。また、国立国会図書館（とくに議会官庁資料室）、東京都立中央図書館、東京大学総合図書館、同東洋文化研究所図書室、早稲田大学大学史資料センター、日本大学情報資料室、斯文会事務局、長崎大学経済学部図書室、旧長崎県立女子大学同窓会、弁護士図書館、荒川区立南千住図書館、その他多くの方々のご協力をいただいた。ご協力いただいた割には未熟な成果しか生み出しえなかったのではないかとの思いも去来するが、これらの方々に感謝したい。2004年2月2日記）

【注】

(1)大東文化大学『大東文化大学の点検・評価報告書 2000年度』発行日時記載なし。
(2)同9頁。大東文化学院を創立した時点における「協会」は法的には専門学校を経営するための法人組織であり、「規約」などは存在せず、「寄付行為」でその目的や組織の性格・運営方法などを規定していた。なお、当初「協会」が創立された1913（大正12）年2月の時点では、法人組織ではなかったために、「規約」をもっていた。しかし、その後、「協会」は1923（大正13）年8月11日に財団法人組織に改組され、それは同年9月20日に認可されている。このことは『自己点検報告書』が依拠したと思われる大東文化大学創立五十周年記念史編纂委員会（代表影山誠一）『大東文化大学五十年史』（1973年、以下『五十年史』とする）の巻末年表にも明記されている（『五十年史』1083頁参照）。こうした事情を知らずに、『自己点検報告書』は財団法人移行以前の「協会」の「規約」に基づいて、「学院」の「建学の精神」について書いている。もし、「協会」の発想に基づいて「学院」の設立目的、すなわち「建学の精神」を考察するとすれば、厳密には「学院」の創設に最も時間的に接近している「大東文化協会寄付行為」の規定に基づいて「建学の精神」は考察されるべきである。

「協会」規約の「正文」は現在までのところ、その存在が確認されていない。「学院」の火災による学内保存文書の消失のためである。『五十年史』の中では、「規約第一条」は出典不明であるがほぼ同一のものが22頁と132頁の二箇所に記されている。ただし、22頁はカタカナ表記で、132頁は主文が省かれてひらがな表記となっている。また、21頁にはそれとは異なるものがひらがな表記で記されている（出典は『東京日日新聞』1924年2月13日）。二説が併記されたままなのだ。ただし、『五十年史』自身はそれ自体としては明言しないまま（異説を併記しておきながら、それらの真偽を検討せずになし崩し的にである。これ自体は誠実な史料の扱い方とはいえない）、132頁に22頁のものが繰り返されているという点では、その方を正しいとしていると思われる。しかし、1993年9月に刊行された大東文化大学創立七十周年記念事業記念出版推進委員会（代表浜久雄）『大東文化大学七十年史』（以下『七十年史』とする）では、何ら根拠を示さないままに、21頁のもののみが掲載されている。『七十年史』は『五十年史』の判断を否定しているのだ。これもおかしい話である。

また、第3の説として、大東文化協会が発行していた『大東文化』1923年3月号には、これらのどちらとも異なる「規約」が収録されている。『五十年史』22頁のものと『大東文化』のものとの異同は、第2項が「本邦現時ノ情勢ニ鑑ミ儒教ノ振興ヲ図リ及ビ東洋文化ヲ中心トスル大東文化学院ヲ設立スルコト」（『大東文化大学五十年史』22頁）のゴチ部分が「東亜文化」となっていることであり、後は送りがなの表記が異なっているだけである。『自己点検報告書』はこれら三説のうち、『五十年史』で併記されているうちの後者（22頁）に基づいて記しているが、それが正しいとする根拠は示していない。これらの真偽については、後に詳述する。ともあれ、『五十年史』においてすら、「協会」の規約が何であったのかが確定されていない。その出典も明らかでない。こうしたことがまかり通っている。『七十年史』においてもその事情は同様である。しかも、出典が示されている場合でも明らかな誤りが記されたり、事実関係が不明な部分が多い。こうした事情のために、本稿ではまずそれらの記述の誤りを指摘し、可能な限り歴史的な事実を正確に確認することに力点をおかざるを得ない。

なお、「大東文化協会寄付行為」については、私が確認できたのは、大東文化学院編『大東文化学院要覧』（1933年12月、7頁）によるものが最古のものである。この『要覧』には「学院」の「学則」も収録され、それには数次にわたる改正の記録が付記されている。「寄付行為」については改正の記録はない。したがって、さしあたっては、これが法人移行の際に決定されたものと仮定して、私は本論を展開することになる。この点は、後に詳述する。

(3)前出『大東文化大学の点検・評価報告書 2000年度』9頁。

(4)大東文化協会『大東文化』1923年3月、180頁。

(5)尾花清・洪淳明『共に生きる平民を育てるプルム学校—学校共同体と地域づくりへの挑戦』キリスト教図書出版、1999年9月、参照。

(6)大東文化大学創立五十周年記念史編纂委員会（代表影山誠一）『大東文化大学五十年史』序、1973年、1頁。

(7)大東文化大学創立七十周年記念事業記念出版推進委員会（代表浜久雄）『大東文化大学七十年史』1993年9月、7頁。

(8)前出『大東文化大学五十年史』331頁。第二編第一章第六節大陸における大東生の

活躍、参照。

(9)同2頁。

(10)前出『大東文化大学七十年史』45頁。

(11)同2頁。

(12)同2頁。

(13)同12頁。

(14)同2頁。

(15)衆議院参議院編『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』大蔵省印刷局、1990年、204頁。ただし、ここでいう「北海道新聞」とは誤解を与える記述である。木下成太郎はたしかに北海道で新聞の発行に携わったことはあるが、それは地方紙としての『厚岸新聞』(1894(明治27)年から3年間継続)、政友会機関紙の性格をもつ『札幌毎日新聞』(1911(明治44)年3月～1914(大正3)年4月)、同じく『北海道報』(1914(大正3)年5月～1918(大正7)年春)である。現在発行されている『北海道新聞』とは関係がない(以上、橘文七編『木下成太郎先生伝』木下成太郎伝刊行会、1967年3月、56～57頁、478～479頁、を参照)。

(16)「長崎與一」(10頁)、「佐竹義成」(18頁)、「荒川義一郎」(22頁)がそれである。この人名に該当する人物で、ここに出てくるような活動をしている人物は当時存在していない。これはたんなる印刷のミスであることを願いたい。この点については後に詳しく指摘する機会がある。

(17)牧野謙次郎1862年生まれ。漢学者。大阪の藤沢南岳の泊園書院で漢学を学び、上京して開成中学・早稲田中学の教員を経て、早稲田大学(当時は正式には早稲田専門学校)教授となる。大東文化学院創設時には兼任で教授を務める。1911年の国定歴史教科書における南北朝正閏問題では早稲田大学の同僚の松平康国と共に、藤沢南岳の息子の藤沢元蔵衆議院議員を動かして、政府に南朝の正統性を認めさせるのに一役買う。この点については「三上喜田牧野松平南北朝正閏問答」という教科書執筆者を追及した記録がある(『日本及日本人』第553号、1911年3月、212頁以下。南北朝正閏問題については、峯間鹿水『国定教科書に於ける南北朝正閏問題』文芸協会、1914年、長田靖生『人はなぜ歴史を偽造するのか』新潮社、1998年6月、などを参照)。ここに

みられるように、牧野謙次郎は漢学者であると共に徹底した国粋主義者でもあった。漢学振興運動では私学派の中心となって活動し、理事となり、大東文化学院の創設とその後の運営にあたっては漢学者側の中心人物として活動。後に大東文化学院教頭を務める。

(18) 牧野謙次郎「往時を追懐して在院学生諸子に望む」大東文化学院同学会『同学』第1号、1925年10月、5頁～12頁。『五十年史』の引用文は送り仮名を一部改めているので、ここでは『同学』から直に引用した。）

(19) 内田周平、細田謙蔵は「明治31、2年の漢文科廃止運動」を組織し、長尾楨太郎、市村瓊次郎、安井小太郎らは「政府当路者への説破警鐘」する運動を組織したことなど。

(20) 前出『大東文化大学五十年史』3頁。

(21) 同前3頁。

(22) 同前12頁。

(23) 同12～13頁。

(24) 同1082頁。

(25) 「官報号外 大正十一年三月七日 第四十五回帝国議会衆議院議事速記録第二十三号 漢学振興ニ関スル建議案」『帝国議会衆議院議事速記録41』東京大学出版会、1982年6月、532～538頁。

(26) 「第四十五帝国議会衆議院 奈良ニ美術学校建設ニ関スル建議案外二件（漢学振興ニ関スル建議案）委員会議録（速記）第三回」『帝国議会衆議院委員会議録33』臨川書店、1985年6月、774頁。

(27) 「第四十五帝国議会衆議院 奈良ニ美術学校建設ニ関スル建議案外二件（漢学振興ニ関スル建議案）委員会議録（筆記）第二回」同757頁。

(28) 前出「第四十五帝国議会衆議院 奈良ニ美術学校建設ニ関スル建議案外二件（漢学振興ニ関スル建議案）委員会議録（速記）第三回」同767頁。

(29) 前出『大東文化大学五十年史』13～14頁。

(30) 同1082頁。

(31) 衆議院参議院編『議会制度百年史 議会制度編』1990年11月、43頁。

- (32) 「大正十一年二月十日提出建議第四六号 漢学振興ニ関スル建議案」『第四十五帝国議会衆議院上奏建議決議動議質問』国会図書館議会官庁資料室所蔵。
- (33) 衆議院事務局『衆議院要覧（上）』1920年6月、29～30頁。
- (34) 「官報号外 大正十年三月二十七日 第四十四回帝国議会衆議院議事速記録第三十六号」『帝国議会衆議院議事速記録39』東京大学出版会、1982年4月、967～969頁。
- (35) 前出『大東文化大学五十年史』23頁。
- (36) 『東京日日新聞』1923年2月13日。
- (37) 前出『大東文化大学五十年史』21頁。
- (38) 以上、『大東文化大学五十年史』からの引用は、22頁。
- (39) 大東文化協会『大東文化』1924年3月号、180頁。
- (40) 前出『大東文化学院要覧』7頁。
- (41) 前出『大東文化大学五十年史』14頁。
- (42) 「卒業生就職就学状況一覧」前出『大東文化学院要覧』111～112頁。
- (43) 前出『大東文化』1924年3月号、180～181頁。
- (44) 「学院」の創設関係者で「三島」姓の人物は、当時二松学舎学長であり、「学院」創設後教授になった三島復しかいない。三島毅（中洲）はその父親で、東京大学古典科の教授を務め後に二松学舎を創設者しているが、1919年5月には死亡している。『五十年史』の誤記は『七十年史』では「三島毅^{ママ}（復）」（同35頁）と注記して訂正されている。この限りでは正しかった。どうやら、ここまでは『七十年史』もわかったらしい。しかし、名簿全体が誤っていたとはわからなかったようだ。
- (45) 前出『大東文化大学五十年史』14頁。
- (46) 同18頁、19頁。
- (47) 同24頁。
- (48) 前出「大正十一年二月十日提出建議第四六号 漢学振興ニ関スル建議案」
- (49) もちろん、「学院綱領並学則編制委員会」のメンバーのなかには理事ではないものもいたことは事実である。念のため、『五十年史』がただ名前だけを記している「学院綱領並学則編制委員会」に、私が当時の役職を書き加えたものを以下に掲げておく。
- 委員長 大木遠吉（伯爵、貴族院議員、前司法大臣、鉄道大臣・「協会」会頭）

委員 江木千之（元内務官僚、貴族院議員、後に「協会」副会頭、1924年1月に文部大臣）

平沼騏一郎（元検事総長、元大審院長、日本大学学長、後に「学院」総長）

平沼淑郎（経済史学者、早稲田大学元学長・現理事）

中村進午（法学者、早稲田大学元法科長、東京商科大学教授）

小川平吉（弁護士、衆議院議員、政友会元幹事長、国勢院元総裁、後に「協会」副会頭）

鶴沢總明（弁護士、衆議院議員、明治大学元法学部長、後に「学院」総長）

副島義一（憲法学者、早稲田大学教授、衆議院議員）

山岡萬之助（元司法官僚、日本大学理事・法文学部長）

詳しい分析は別稿に譲らざるを得ないが、早稲田大学を中心とした当時の私立大学の関係者と司法・内務官僚人脈がクロスした構成になっている。この点は興味深い。このうちの中村進午はたしかに理事会には入っていない。しかし、創立当時から法学概論の講義を担当しているので、それを含めての専門的な見識を求められてのメンバー入りだったのだろう。他のメンバーは全員が創立過程から関わっており、「学院」創立後もそれぞれ重要な役割を果たしている。彼らは『大東文化』1923年3月号の理事名簿には当然記載されているのだが、これらのうちの平沼淑郎、中村進午、鶴沢總明、山岡萬之助が『東京日日新聞』掲載の理事名簿から省かれている。

(50) 1923年10月に日本大学は平沼騏一郎総長、山岡萬之助学長、鈴木喜三郎理事などの執行部体制を敷いていた（日本大学編『日本大学九十年史上巻』1982年9月、503頁）。本稿の論点から外れるが、これらの人物は、たんに当時の私立大学の運営を担っただけでなく、司法省の元官僚であり、当時の階級闘争の顕在化という状況の下で生まれた民間右翼団体の中心をなすという点でも複雑に絡み合っていた。たとえば、1919年に創立された大日本国粋会は初代総裁に大木遠吉を迎え、その死後には鈴木喜三郎がその後を継いでいる。また、平沼騏一郎は1924年に国本社を組織したが、その中心的な幹部には鈴木喜三郎、山岡萬之助などの元司法省関係者が多かった。山岡萬之助は学院綱領並学則編制委員を務めた小川平吉が後に加藤高明内閣で司法大臣となったときに司法省刑事局長となり、治安維持法の制定を推進している。彼らは司法省

の元官僚という共通の基盤の上で労働運動・社会主義運動への弾圧を法制的、イデオロギー的に担いつつ、それらの具体化として、一方で民間右翼団体を組織し他方で私立大学の運営に携わっていた。それらの結節点に「協会」と「学院」が位置していた。これらの詳細な分析は別稿に譲る。

(51) 仲小路廉は、米騒動の際に新聞への報道規制をおこなった寺内内閣の弾圧ぶりを皮肉った次のような狂歌でその責任が追求されたという。「禁止好きな大臣共よ、この騒動と発売禁止を禁止できぬか／大臣のほかにも廉なるものはない、これではとても見込内閣／仲小路都大路や村里も米は不廉で飯は食わ廉／米騒ぎ人に知らすなさわがすな一月先で人に知らせよ」(信夫清三郎『大正政治史』第2巻、河出書房、1951年10月、667頁。)

(52) 衆議院参議院編『議会制度百年史 貴族院・参議院議員名鑑』大蔵省印刷局、1990年11月、147頁。

(53) 「物故役員教職員氏名表」大東文化協会大東文化学院創立十周年記念会編『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』73頁～74頁。

(54) 前出『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』6頁。

(55) 前出『大東文化大学五十年史』14頁。

(56) 前出『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』9頁。

(57) 前出『大東文化大学五十年史』18頁。

(58) 前出『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』3頁。

(59) 同9頁。

(60) 同10頁。

(61) 「大正十年三月十八日提出建議第一七二号」『第四十四回帝国議会衆議院上奏建議決議動議質問1』国会図書館議会官庁資料室所蔵。

(62) 前出『議会制度百年史 貴族院・参議院議員名鑑』71頁。

(63) 同92頁。

(64) 前出『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』41頁。

(65) 前出『大東文化大学五十年史』10頁。

(66) 同18頁。

(67)同1頁。

(68)前出「大正十年三月十八日提出建議第一七二号」、「大正十一年二月十日提出建議四六号」と「大正十二年三月三日提出建議第一七二号」(国会図書館議会官庁資料室所蔵『第四十六回帝国議会衆議院上奏建議決議動議質問2』所収)から作成した。

(69)前出『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』1頁。

(70)前出『木下成太郎先生伝』320～321頁。

(71)大木遠吉「大東文化学院開院式祝辞」前出『創立十周年記念 大東文化協会大東文化学院創立沿革』70頁。

(72)前出『木下成太郎先生伝』320頁。

(73)同320頁

(74)同64頁。

(75)同322頁。

(76)同例言。

(77)同320頁。

(78)同320～321頁。

(79)前出『大東文化学院要覧』2頁。

(80)1925(大正14)年から1928(昭和3)年にかけての長期にわたる「学院」の「騒擾」は第二代総長井上哲次郎を退陣に追い込んだのみならず、貴族院議員の辞退をはじめ官職のほとんどを辞めさせるに至った。その「騒擾」の一因には、「建学の精神」を無視した井上哲次郎の権威主義的な学院支配、教育課程・教育内容の一方的な変更に対する抵抗とともに、「協会」幹事長木下への「私学派」教員の反発があった。その点は大塩熊太『大東文化学院紛擾の顛末』(私家版、発行日記載なし)参照。もちろん、大塩熊太や「私学派」教員の側に正義があったなどと、私がいっているのではない。

「紛擾」における協会や学院内部の対立は、自らが担おうとしている支配的な体制イデオロギーをどのようにとらえるかについての、当時の反動層内部での対立である。しかし、この対立は「皇道ニ遵ヒ国体ニ醇化セル儒教」という大東文化学院の建学の理念そのものに関わる対立だけに当時の思想的な内実をみていく上ではとても興味深い重要な問題が横たわっていた。しかし、このことについて論じるのは本稿の課題の

範囲を越えるので、以上の問題の所在の指摘のみに留めざるを得ない。

(81)前出「大正十年三月十八日提出建議第一七二号」

(82)「官報号外 大正十年三月二十五日 第四十四回帝国議会衆議院議事速記録第三十四号 漢学振興ニ関スル建議案」前出『帝国議会衆議院議事速記録39』897頁。

(83)前出「第四十五回帝国議会衆議院 奈良ニ美術学校建設ニ関スル建議案外二件(漢学振興ニ関スル建議案) 委員会議録(速記) 第二回」前出『帝国議会委員会議録33』761頁。この間の議論は、正木照蔵の「孟子アタリヲ見マス、余程危険思想ガ入ッテ居ル……日本ノ国体ト容レヌ所ノ思想ニナッテイル」との「建議」批判から始まり、南文部次官の漢学の中の「革命説」は「到底許スベカラザル思想」であるとの批判が出てくる。そこから、正木照蔵から漢学一般ということは「少々修正ヲヤッテ行カナケレバナラヌ、全体漢学ヲ振興スルコトハデキヌ」との追及に追い詰められた結果が、副島義一の「日本化サレタル漢学」発言となっていた。なお、こうした議論の分析は紙数の関係からいってももはや本稿の範囲を越える。別稿を期せざるを得ない。

(84)「第四十六回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録第二十一号 大正十二年三月二十五日」『帝国議会貴族院委員会議事速記録19』臨川書店、1986年3月、354頁。なお、『江木千之回顧録』参照。

(85)『大東文化大学五十年史』は1926(大正15)年版の「学則」を掲載している。それによれば、本科・高等科ともに学科課程は正科目、参考科目、武科、科外から構成され、正科目が皇学、経学及子学、史学、文学、作詞・作文、支那語からなっている(同176頁)。前出『大東文化学院要覧』(1933年版)によれば、本科の学科課程の正科目は皇学、漢学、国語、支那語・時文からなっている。ここにみられるように、皇学は漢学の諸領域とともに平行して位置づけられていることがわかる(同13~14頁)。学則第一条にいう「本邦固有ノ皇道及国体ニ醇化セル儒教」との文言は、「本邦固有ノ皇道及国体ニ醇化セル」という性格規定全体が「儒教」を規定しているのではなく、「本邦固有ノ皇道」と「国体ニ醇化セル儒教」との二つが並立している規定だったのである。

ただし、『大東文化大学五十年史』所収の学科課程には、それが創設後毎年改正されていることが記されている。したがって、上記の内容が創立(1924年)当時の学科課程と同一とは断定できない。『五十年史』記載の学科課程は、1926(大正15)年度に就

任2年目の井上哲次郎総長のもとで改正されたものだった。既に注80で指摘したが、この改正をきっかけとして、「騒擾」が勃発した。この「騒擾」の過程で、「建学の精神」を体現化していた松平康国、牧野謙次郎らの「私学派」教員16名がこの改正に反対して4月初めに辞職している。

創立以来の学科課程の変遷についての詳細な検討は別稿に譲らざるを得ないが、少なくとも創立時の学科課程の構造という論点に限定すれば、それを推定することはさほど困難ではない。先にふれた『同学』第1号（1925年4月）には「大正13年度の同学会の特別会員名簿」の形で当時の教職員の名簿が掲載され（同97～99頁）、さらに同第2号（1926年3月）には「大正14年度に於ける学科課程及担任」（同136～138頁）の名簿が掲載されている。この二つの名簿から1924（大正13）年度、1925（大正14）年度の学科課程を推定することができる（この二つの名簿のちがいは、「大正13年度」に掲載されていて「大正14年度」に掲載されていないのは教員では鈴木虎雄と内藤虎次郎だけである。この2人についてはその後も登場しない。彼らが実際に何らかの学科を担当していたのかどうかについては別稿で扱う）。

細田謙蔵も直接には「特別会員」には記載されていないが、同学会の「大正13年度役員」名簿には「運動部長」（同97頁）として記されている。細田謙蔵は注19でも述べたように二松学舎元理事・元教授で漢文科問題では最も初期から運動に加わっていた人物である。また、協議会では「中心的実行委員」として活動していた。細田謙蔵は少なくとも1925（大正14）年から1933（昭和8）年までは「学院」の教授を務めていたことは確認できる（『同学』第2号、1933年版『要覧』）。したがって、「特別会員」への細田謙蔵の不記載は何らかのミスと思われる。

そこで、『同学』第2号の教員名と担当科目を1926年度の学科課程と比較してみると、「皇学」に分類される学科名と担当者名を次のように確認することができる。詔勅衍義平沼淑郎、神皇正統記佐藤仁之助、弘道館記述義加藤虎之亮、太平記今井彦三郎、日本書紀松本愛重など。とすれば、創設時においてもこれらの「皇道を扶翼発揚する学問」（『大東文化大学五十年史』301頁）としての「皇学」が、「国体ニ醇化セル儒教」とともに並立していたと推定することができる。

ここで「はじめに」で指摘した「東西文化の融合」の論点についてふれておく。創

立時から翌年にかけての二年間に関しては、高等科一年に服部宇之吉担当の東西思想比較という学科がたしかにおかれてはいるが、これは参考科目に分類されている。英語を含めた西欧の語学はまったくない。英語が学科課程に位置づくのは1926（大正15）年からである。『同学』第3号（1927年3月）の「本年（1926年—尾花）度学科課程及担任一覧」には本科・高等科とも各年度に英語の担当者として講師木村巖の名前がある。また、『大東文化大学五十年史』記載の学科課程には英語は「随意科目」とされている。ただし、繰り返すがこれは井上哲次郎総長のもとでの学科課程の改正後のものである。「建学の精神」と直接につながる学科課程ではない。したがって、「建学の精神」と連動していた1924（大正13）年、1925（大正14）年の学科課程の編制原理は、「西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合」することにあつたとはどうい言うことができないだろう。

(86) 前出『大東文化大学要覧』13～14頁。

(87) 前出『創立十周年大東文化協会大東文化学院沿革』13頁。

(88) 前出『大東文化大学七十年史』6頁。

(89) 前出『大東文化大学五十年史』2頁。

(90) 臨時教育会議「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」及び「理由書」『資料 臨時教育会議 第一集 総覧（解説および基本資料）』文部省、1979年（？奥付なし）、157～159頁。

(91) 臨時教育会議の建議は平沼騏一郎ら3名が協同提案したものだったが、江木千之は事実上の共同提案者だった。その間の事情を江木千之は次のように述べていた。「此の建議は自分は表面の提案者にはなつて居らぬのであつて、提出者は平沼騏一郎、早川千吉郎、北条時敬の三氏になつて居るが、北条時敬氏とは細大となく打ち合はして居るので、自分は表面には現はれぬが、提出者の一人と申しても可いのであつた。」『江木千之翁経歴談 下』江木千之翁経歴談刊行会、1933年12月、32～33頁。

(92) 「東洋文化学会々告」『東洋文化』第1巻第1号、1924年1月、108～109頁。

(93) 同109頁。

(94) 伊藤隆『昭和初期政治史研究』東京大学出版会、1969年5月、396頁。

(95) 同395頁。

(96) 橋川文三『昭和維新試論』(初出『辺境』1970年6月～1973年10月、単行本は朝日新聞社、1993年5月、『橋川文三著作集9』(筑摩書房、2001年6月)所収、324頁。橋川の本著は、全体的な問題提起としては実に貴重なものであり学ぶべきものがある。とりわけ、大東文化協会・大東文化学院の創設の思想史的な意義を論じるにあたって、平沼騏一郎の主導性と小川平吉の関わりという二つの視点から迫っており興味深い。しかし、三次にわたる「漢学振興ニ関スル建議」について、「この提案には平沼はもちろん名をつらねている」(同書、312頁)といとも簡単に述べている。平沼騏一郎が議会に関わるのは、「第三次建議」可決後の1924(大正13)年2月に貴族院議員になってからである。衆議院議員でもなかった平沼騏一郎はいかなる「建議」にも「名をつらねて」はいない。橋川の思い込みである。また、大東文化協会の本質的な規定について「要するにアジア主義(反欧米・白人主義)と皇道主義への収斂」としているが、この規定も先の伊藤隆の規定の受け売りに過ぎない。どこまで史料にあたっての分析であるか疑わしい。既に名を成した思想史研究の大家が新進の政治史学者(当時)の論を「剽窃」したとは、おそまつといわざるを得ない。